

## 令和3年12月定例会会議録

令和3年豊郷町議会12月定例会は、令和3年12月7日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史

上 下 水 道 課 長            森 本 智 宏  
教 育 次 長                馬 場 貞 子

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長            神 辺        功  
書                                記            田 中 宏 樹

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長 皆さん、おはようございます。12月定例会を再開いたします。  
ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、  
本日の会議は成立いたしました。本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、鈴木勉市議員、9番、西澤清正議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分ご注意ください。質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんは、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 それでは、質問をいたします。一括質問で、再質問から一問一答でお願いいたします。

まず、コロナワクチンの関係ですけれども、接種3回目はどうなっているのか。12歳以下の子どもに対してはどうかを一応問います。これにつきましては、先週の全員協議会の中で説明を受けました。この説明の中より、質問をさせていただきます。

まず、3回目の接種でございますけれども、ご説明の中では、65歳以上の高齢者、これにおいては、いろいろ状況があるということで、来年の3月の中旬頃の予定ということで報告を受けておりますけれども、近々の変異株も、この変異株というのは、ワクチン2回受けても再発しております。この影響もあり、生命の保全のためにも、町の体制が整った時点で早急に実施する必要があるかと思えます。雪害の問題もありますけれども、雪害の問題も度外視して、国の方も、8か月と変わらずに、自治体の能力さえあれば、できるところから早くやるというような指針も出ておりますので、取りあえず町として、一刻も早く3回目の。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 はい。

河合議長 質問が、ちょっと異なっております。

日比野議員 はい、分かりました。

河合議長 簡明に。

日比野議員 そういうところで、この場合、町として何日になるのか。それと、65歳以下はどうかということを問います。ただ、検討中であれば、町の考えを一応答えていただきたいと思います。

そして、12歳以下につきましては、やるということは決定しておりますので、医療機関とありましたけれども、医療機関は具体的にはどこなのかを聞きたい。それと、実施時期とワクチンのメーカー、これも引き続き、検討中というのであれば、町としての考えをお聞きしたい。

2番目ですけれども、地籍調査の現状を問うということで、地籍調査は、子や孫のためだけではなく、将来のまちづくりと発展のためにも、我々の世代で早急に進める必要がありますが、今年度及び来年度の活動の実績と計画を問う。

本年3月に、質問の場で、令和3年度が八町、沢に展開して進めるということであったんですけれども、今の現状はどうなっているのか。この2点をお伺いしたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、日比野議員のコロナワクチンの3回目、12歳以下の計画を問うのご質問にお答えいたします。

まずは、3回目の接種、いわゆる追加接種ですけれども、これまでと同様、集団接種により実施するよう、現在準備を進めているところでございます。ワクチンの供給スケジュール、気候状況等により、開始時期は当然前後する場合がありますが、おおむね3月頃から集団接種の方を実施できればと考えております。対象者につきましては、1回目2回目の接種を終えた18歳以上で、接種を希望される方となります。

続いて、12歳以下の接種についてですけれども、現在、薬事承認申請中でございます。詳細については現時点では未定でございますが、対象者の年齢が5歳以上12歳未満であり、また、追加接種を実施しつつ、該当者への集団接種体制を確保することは、現実的に相当厳しいと、現在考えておりますので、医療機関での個別接種を実施していただくよう、調整の方を行いたいと考えております。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から、日比野議員の地籍調査の現状を問うについて、ご説明申し上げます。

本町の地籍調査においては、平成26年度から開始しており、今年度は吉田区の第4工区、安食西区の第1、第2工区の立会いと、八町区と沢区の事前調査を実施しております。来年度は、安食西区の第3、第4、第5工区の立会いを行う予定をしております。

今年度、石畑区から地籍調査実施の要望がございました。今後は、安食西区終了後、八町区、沢区の立会いを実施する予定であり、その後、続いて、石畑区を実施していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 日比野議員、再質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 はい、日比野議員。

日比野議員 3回目の接種ですけれども、3月ということで、できるだけ早い時期にお願いしたいと思います。それと、12歳以下について、医療機関はどこでやるのか、ちょっと具体的にもしも分かれば、お教えをお願いしたいと思います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野議員の再質問にお答えいたします。

3月よりもできるだけ早い時期にというご要望でしたけれども、昨日の岸田総理大臣の所信表明演説におきまして、できる限り前倒しをするという話でしたけれども、現時点では、8か月というのが薬事承認の条件となっておりますし、6か月に短縮できる場合については、該当施設でのクラスターが発生した場合、事前に厚生労働省に確認して、ゴーが出た場合は、施設の利用者であったりとか、施設の従事者に、限定的に6か月でできるということになっております。

今後、所信表明演説で国の方針の方が示されましたので、その後、例えば、6か月に短縮してもいいよというふうになれば、うちの町の接種体制の確保がまず先決ではありますので、もう少しお時間の方をいただければなというふうには考えて、できるだけ早く実施して、オミクロンの方も、日本人の方で昨日初めて感染者の方も確認されましたし、現在、国内でも3例目ということですので、

今後、増加していく可能性はかなり高いと考えておりますので、できる限り早い段階でできればとは思っておりますが、特に2月となりますと、高齢者の方から始めますので、雪の状況とか、当日来ていただくのにかかなり厳しい状況になるので、もう少し、できれば、国内の状況にもよりますけれども、できるだけ暖かい時期で実施できればなというふうには考えております。

子どもさんの接種につきましては、こちらにつきましても、現在、薬事承認中ですので、どのタイミングで接種が開始になるかというのは、今のところ未定ではございますけれども、現在は彦根医師会の方をお願いしようかなと思っております。彦根市内の小児科と、あと、豊郷病院の方で、先日の全員協議会の方でもご説明申し上げましたけれども、12歳到達者で、小規模ではありますけれども、始めさせてもらうということもありましたので、豊郷病院が接種体制の確保が可能であれば、豊郷病院の方にもお願いしたいというふうには考えております。

彦根の小児科、彦根市内の小児科になりますので。ただ、彦根市内の小児科に、1市4町の子どもさんが全て行くとなると、小児科さんの方がかなり厳しいという状況もあるので、どの程度できるのかと、あと、子どもさんということもありますので、現在の接種率を考えると7割もいかない、まだ7割程度、20代の方が7割程度だったかと思えます。10代で、今7割になっておりますので、その7割の方が、全て彦根の小児科の方に行かれるとなると、かなり小児科さんの方も体制としては厳しいのかなというのがありますので、そこら辺につきましては、もう少し彦根医師会の方と詰めさせていただければというふうには考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

日比野議員 はい、ありません。

河合議長 次、どうぞ。

日比野議員 はい。地籍調査の方ですけれども、先ほど、八町とか沢よりという話がありましたけれども、区長さんに聞きますと、もう全然話も何もよう分からんし、相談も何もあらへんとか、そういうこともちょっと耳に入ってますので、できるだけ区の区長さんとかそこら辺と話しして、住民とのコミュニケーションの方、しっかり進めながらやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 日比野議員の再質問にお答えをいたします。

地籍調査の立会いにつきましては、当然、地元の方のご協力が必要でありますので、区の方とは、綿密に計画を練って進めていきたいと思っております。ただし、八町区につきましては、区長さんからの言葉ということなんですけれども、安食西区が終わり次第ということになりますので、まだちょっと、安食西区は第7工区までございますので、まだもう少し時間がかかりますので、予定ですとまだ、八町区に入るのは四、五年後になるかなと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

日比野議員 ありません。以上です。

河合議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 はい。8番。

河合議長 鈴木勉市議員。

鈴木議員 では、一般質問をいたします。

まず、国保基金を活用して、来年度の国保税の引下げを求めます。

来年度の国保税算定に関わり、次の点について回答を求めます。

1、市町の国保税算定の目安にされる県の標準保険料確定計数等の直近の状況について、明らかにしてください。

2点目、来年度の国保税算定の町の基本的な方向についてを示されたい。

3点目、国の子どもに係る均等割の廃止がどうなったのか、説明を求めます。

4点目、資産割の廃止がどうなったのか、説明を求めます。

補聴器購入費助成事業をもっと使いやすいものに。

令和2年度からこの事業がスタートしました。制度自体は歓迎されるものであり、今後、この事業がより広く町民に利用できるようにするために、次の点について回答を求めます。

1、今年度のこれまでの実績について。

2、助成要件の1つである、非課税世帯の廃止を求めます。

再度、障がい者への支援を。

衆議院の総選挙が終わり、岸田政権が発足し、所得制限付きの18以下の子どもへの現金給付など、国の新しいコロナ対策が示されましたが、それらの対策の中では、今回もまた社会的弱者や本当に困っている人への施策が抜け落ちています。そこで、再度、障がい者への2万円の支援実施をすることについて、見解を求めます。

新ごみ処理施設建設に関わるごみの減量計画などはどうなったのか、伺います。

9月議会では、新ごみ処理施設建設に係るごみ15%の減量計画、ごみ分別方針は11月に開かれるごみ分別方法統一化検討委員会で最終の確認がされる予定との回答がありましたが、それらがどうなったのか、回答を求めます。

最後に、若者が集える場としてのボードパークなどの検討を。

本町でも高齢化がこれからさらに進んでいきますが、将来のまちづくりを見据えたとき、若者が住みやすいまちづくりの1つとして、気軽に若者が集い、遊べるストリートバスケットやボードパークを検討してはどうかと思いますが、見解を求めます。

以上です。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、鈴木勉市議員の国保基金を活用して来年度の国保税の引下げをのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の市町の国保税算定の目安とされている県の標準保険料確定計数等の直近の状況ですけれども、現在、滋賀県において、令和3年度の確定計数に基づく標準保険料率の算定作業の最終作業中というふうに聞き及んでおります。

続いて、2の来年度の国保税算定の基本的な方向につきましては、現在、県全体の動向では、これまでと同様、被保険者数は減少しており、また、医療費全体が増加傾向にあること、前期高齢者交付金が大幅に減少する見込みであること。支え合い経費の拡大等による激変緩和措置の減少等を鑑みますと、標準保険料は一定上昇すると考えております。ただ、現下の厳しい経済情勢等を考慮する必要があること。今後も標準保険料は上昇していく見込みであること等を踏まえ、国民健康保険運用基金を活用することで、据置きを基本として検討してまいりたいと考えております。

3番目の、国の子どもに係る均等割廃止はどうなったかの点につきましては、令和4年度から未就学児の均等割の軽減制度が実施される見込みです。内容としましては、1人当たりの均等割額の2分の1が軽減されることとなります。従来の軽減措置と併せて実施されることとなりますから、現在7割軽減の方については、残りの3割の2分の1、5割軽減の方については、残り5割の2分の1、2割軽減の方については、残り8割の2分の1が軽減されることとなります。

最後に、資産割の廃止はどうなったかの点につきましては、これまで、令和5年度末で廃止するよう段階的に縮小してきたところですので、これらを踏まえまし



て、来年度の税率改定において、一括で廃止することも視野に入れつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の補聴器購入費助成事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

①番の今年度の実績ですが、2件です。今後、申請される予定はさらに2件あり、現在の問合せは5件あります。

②番目の助成要件の非課税世帯の廃止については、今年度要綱を改正しました。申請者ご本人が非課税の場合は、助成を受けていただけるように要件を変更しております。

続きまして、再度、障がい者への2万円の支援実施についてのご質問にお答えをさせていただきます。ワクチン接種やコロナ対策が進み、事業所に通えないとか、サービスが受けられないという環境ではない状況です。また、在宅でも支援ができる体制が整備されております。昨年度とは状況が変わっておりますことから、現在のところ、2万円の支援については考えておりません。ご理解をいただきますようお願いいたします。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の、9月議会では、新ごみ処理施設建設に関わるごみ15%の減量計画、ごみ分別方針は11月に開催されるごみ分別方法統一化検討委員会で最終の確認がされる予定との回答があったが、それがどうなったか、回答を求めるにつきまして、回答させていただきます。

9月議会の後、10月11日に管理者会議が開催されまして、プラスチックごみの処理方針が決定いたしました。

決定した内容は、容器包装プラスチックと硬質プラスチックのプラスチック類は分別資源化し、資源化に適さない汚れたプラスチック類については、焼却、熱回収して、熱エネルギーを有効に活用していくというものでございます。

令和11年度からの新ごみ処理施設稼働に向けて進めている一般廃棄物処理基本計画については、現在、令和元年度の15%減という目標で計画を進めております。

その後、10月26日に、1市4町の担当者が集まり、全体スケジュールの確認、彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画の素案についての確認が行

われました。

11月に開催される予定でありました次回のごみ分別方法統一化検討委員会は12月20日に開催し、検討委員の方々にご確認いただく予定となっております。

以上でございます。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** それでは、私の方からは鈴木議員の、若者が集える場としてボードパークなどの検討をについてのご質問にお答えをさせていただきます。

東京2020オリンピックでは、新規種目としてバスケットボール、スリーオンズリーやスケートボードなど、若者にとって手軽なスポーツが競技として採用され、やってみたいスポーツの1つとなったことと思います。町内でも、中高生を中心にスケートボードをしている姿を見かけるようになりました。

議員が言われる、若者が住みやすいまちづくりの1つとして、気軽に若者が集える環境整備も必要な施策だと思います。総合計画には、子どもが安心して遊べる場づくりとして、豊栄のさとの公園機能の強化も挙げられていることから、若者がどういったものを望んでいるかの声に耳を傾けながら、中長期的に状況を注視していきたいと考えております。

以上です。

**河合議長** 鈴木議員、再質問どうぞ。

**鈴木議員** はい。

**河合議長** 鈴木議員。

**鈴木議員** まず、国保税の問題ですが、確定計数が今、最終作業中というお答えでありました。例年ですと、この時期に大体県の方から仮計数が示されていて、大体それで作業が進むという状況なんですけど、情報公開がなぜ遅れているのかというのが少し気になるところでありますが、それは指摘だけしておきたいと思います。

次に、来年度の国保税の算定の基本方向、いろいろご説明がありましたが、昨日の補正予算の質疑で直近の基金が7,000万円にもなっていると、6,998万でしたか、でした。

そこで、これまでも私、この基金を活用して国保税の引下げを求めてまいりましたが、従来から町の回答は、この基金は国保税が県で統一されたときには税が上がるのが予想され、その激変緩和措置に活用したいという答弁が繰り返されてきました。そこで、今回は、このような引下げができるのではないかと、幾つかのパターンを提案して、具体的な検討を求めたいというふうに思います。

1つは、これが一番単純な方法だと思いますが、今、国保世帯が1,068世帯、おおよそ1,000所帯ですが、1世帯当たり1万円の引下げを行う、これが一番単純なやり方です。約1,000所帯、1万円でも1,000万の予算があればできます。これをして、あと6,000万もの基金が残る。これが一番単純な引き下げの方法ではないかと思います。

2つ目は、回答にもありましたが、国が来年度から子どもに関わる均等割を、未就学児の5割軽減を来年度から実施をするという予定になっています。財源の負担割合は、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町が4分の1になっています。これも昨日の補正予算の質疑でも明らかになりましたし、ただいま回答もありましたが、7割軽減の世帯なら残り3割の半分、1.5割が減額になりますから、8.5割の軽減になると。現在5割軽減であれば残りの5割の2分の1、2.5が軽減されるので7.5の軽減になると。こういう制度が、来年度国の制度として発足をいたします。

そこでお聞きをいたします。

本町で、国保世帯全体で、未就学児が今何人いるのか。それから、そのうち軽減世帯が何人なのか。これらの国の制度に町単独の上乗せをして子どもの均等割を廃止すると、子どもの均等割全体を廃止するという、これまでも子どもの均等割の廃止を求めてまいりましたが、という方法も1つ考えられるのではないかというのが、2つ目の提案です。

3つ目は、本町はこれまでも従来から繰り返してまいりましたが、国保世帯のうち、軽減世帯が大方6割を占めている。言い換えれば、残りの4割の世帯で国保会計の多くが賄われているという現状があります。

さらに、この軽減世帯は子どもの均等割等で軽減が進むわけですから、せめて、例えば、軽減を受けていない4割の世帯の国保税を引き下げると。こういうことも1つ考えられるのではないかというふうに思います。

さらに、資産割は令和5年度まで計画的な廃止をされているということでしたが、いつの議会でしたか、ちょっと忘れましたが、資産割の廃止を求めたときに、資産割を廃止したときに引下げになるのが三百数世帯でしたか。逆に、引上げになるのが百五、六十世帯だったという回答があったような記憶はいたしましたが、この際、今、県下で資産割が残っているのが、竜王、日野、3町ほどだったと思いますが、でまだ残っていますが、この資産割を令和5年度までということではなしに、引下げて、引上げになる150世帯くらいのところを手当てすれば、全体の引下げが可能になるというふうに思うんです。

以上、幾つかのパターンを提案いたしました。ぜひ、せめて、このうちの1

つぐらい実施をしていただいて、来年度は引下げをお願いしたいと思いますが、回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

幾つかパターンの方をいただきまして、ありがとうございます。

まず、1番目に提案いただきました1世帯当たり1万円の引下げというご提案ですけれども、国保税に関しましては世帯単位で引き下げるとというのが非常に難しい制度になっておりまして、全体で均等割、応能応益割で50対50という、税制上の条件の方がありますので、例えば、1万円を全体で引下げようとしても当然上がってくる世帯も出てきますので、所得割が高いところは上がってきたりとかいう部分もありますので、全体をなかなか1世帯当たり1万円という、単純に引き下げるといのはかなり難しい状況ではありますので、そこら辺につきましてはもう少し検討の方を重ねてまいりたいなというふうに考えております。

あと、子どもの均等割で、町単独上乘せで均等割そのものを廃止するということですけれども、今回の均等割の軽減につきましては国の法定事項の方になりますので、当然、国の方から通知の方が出ておりますけれども、法定事項の軽減であるので、上乘せ、横出しは認められないという、既にもう通知の方がなされておりますし、基本的に、税に関しましては減免というのはあくまでも個々の担税能力で税をどれだけ負担できるかというのに基づいて決定するものでございますので、一律的な減免というの、基本的には考えられないということで、これは以前からお答えしておいででございますけれども、その場合は、法解釈の変更が必要というのが国の方から出ておりますので、単純に軽減だけは、均等割を廃止するというの、ちょっと若干難しいかなと、現時点では考えております。

あと、4割分の軽減世帯が6割ありまして、4割を引き下げるといのにつきましても、所得割だけを引き下げるといのはなかなか、先ほどもお答えしたとおり、応能応益の方がありますので、そこだけに引き下げるといのは難しいといのは、これまでの回答どおりで申し訳ございませんけれども、そうなっている状況でございます。

あと、資産割の廃止につきましては、現在残っているのがうちと甲良町と日野町の3町だけでございます。多賀町と竜王町は既に廃止の方をされております。こちらにつきましては、これまで段階的に落としてきていますので、今現時点で

均等割が、所得割が4.7に対して資産割3になっておりますので、令和5年度までに引き下げるとなりますと、来年1.5下げて、さらに令和5年度に1.5を引下げて、所得割のみに変えるというやり方になるのか、来年度一括で引下げてしまっただけなのかという、そこら辺につきましてももう少し、最終的な仮計数につきましても、現時点で公表が遅れているというご指摘の方もいただきましたけれども、その状況も踏まえて、最終的には検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、以前、平成30年度に税率の方を上げまして、令和元年度、平成31年度ですけれども、税率が一旦上がって、令和2年度で一旦税率を引下げて、令和3年度、本年度については据置きましたので、今基準としては、平成30年度の基準に一旦上がって、下がって、同水準となっておりますので。

ただ、基金の方が、7,000万円あるというご指摘のとおり、7,000万円ありますので、ただ、最終的に、現時点で標準保険料率が、令和3年度になりますけれども、標準保険料率が県全体で13万761円で、本町の確定計数の1人当たりが10万7,370円ということで、2万3,391円。県の平均からは低いという、県内で一番低いんですけれども。これを考えますと、県全体で考えますと、うちの町が低い分、当然他市町の被保険者さんが負担いただいているということになりますので、当然医療費は県全体で分かち合っておりますし、負担そのものが、うちの町は低くて、例えば、違う市町は高いという不公平の状態にありますので。ただ、この状況を踏まえて、うちの町の税率については、最終的には、段階的に標準保険料率に近づけていく必要の方がありますので、そこに向けて、最終的には上げるという見込みがあるので、一旦もう引下げても、また最終的には標準保険料に近づけていくという作業が必要になるので、一旦下げても、激変緩和をする期間が短くなって、急増していく可能性がかなり高いので、そこら辺の状況も踏まえて、もう少し税率については細かくシミュレーションをして、先ほども答弁したとおり、現下の厳しい経済情勢で引き上げるというのはなかなか厳しい選択であるというのには当然認識しておりますので、基金を活用して、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ありますので、その3つの税目について、どういうふうに、できるだけご要望に沿えるように、必須要件になるかもしれませんが、できるだけご要望に沿えるような形で、税率の方ももう少し考えていきたいと思っておりますので、ご理解の方をよろしく申し上げます。

以上です。

税務課長  
河合議長

議長。  
山口税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

未就学児における国保税均等割の対象人数についてのお尋ねですけれども、令和3年度、本算定時における賦課期日現在の被保険者数の数となりますけれども、未就学児の数といたしましては、58人でございます。

それと、軽減の内訳ですけれども、うち、軽減なしが19人、2割軽減が9人、5割軽減が18人、7割軽減が12人です。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 世帯を対象に引き下げるといのがなかなか困難だというのは、ずっと回答がありましたので、それで幾つかこういう具体的な方法があるんじゃないかということをご提案しています。

回答では、非常に経済状況が厳しいということも認識をされていて、要望に沿うように頑張りたいと思います、最低でも、現状維持で上げないというふうな方向で、ぜひ来年度の検討をしていただきたいというのと、それから、未就学児が58名、軽減世帯が19。この19人には、先ほど言ったあれがかかると。あと残りの39人。この39人の2分の1が、国から助成をされると。そうすると、残るのは本当に僅かなんですよね。予算的にも100万程度あったら、これできるんじゃないかというような感触がするんですが、それぐらいできるのかどうかということ、ぜひ、せめて未就学児、子どもの均等割をなくすという方向で、具体的にひとつ検討していただきたいという、これをひとつ回答をお願いしたいのと、最後に基金が7,000万も、今ありますから、ぜひ、県で統一された場合の激変緩和に使いたいというのは、それはそれなりに理解はできますが、これだけの基金が、1世帯当たり直しますと70万にはなりますから、来年度は、最低でも現行を維持し、何らかの引下げをお願いしたいと思いますが、回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

最終的に上げないという選択肢をとということですが、当然、先ほども、1回目の答弁で申し上げましたとおり、基本的には据置きを基準に、もし引き下げられるようであれば、一定引き下げる方向で検討の方はしてまいりたいというふうに考えておりますので、その点ご理解の方、よろしくお願ひしたいと

思います。

あと、子どもの未就学児の均等割の廃止につきましては、こちら先ほど申し上げましたとおり、均等割の軽減に上乘せ、横出しについては、基本的に認められないという、国の見解の方もありますので、基本的には、こちらについては国で制度化していただいて、今の形で軽減の枠の拡大を今後も要望の方を続けていきたいなというふうには考えております。

1点、ごめんなさい、軽減なしの世帯の均等割も半分になりますので、ごめんなさい、ちょっと答弁中でなかったかなと思いましたので。全て、一応未就学については、均等割の5割が軽減されますよということになりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。年度末に向けて確定計数が出たら、もう少し細かいところまで試算して、できるだけご希望に沿えるように検討を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解の方、よろしく願いいたします。

以上です。

**河合議長** 鈴木議員、次の質問に行ってください。

**鈴木議員** 補聴器の問題ですが、今年度の実績が既に2件で、これから、今、申請予定が2件、問合せが5件ということでした。

昨年度の実績が2件でしたから、倍になっているということで、着実にこの事業は増えていると。また、先月にも、このピンク色のこういうのが広報に折り込まれましたので、そこでの問合せがあったのかと思いますし、その努力は分かるんですが、5件問合せがあったということですので、どういう問合せが来ているのか、説明をお願いできたらと思います。

それから、非課税世帯の廃止とあって、昨年までは非課税世帯ということだったんですが、今年度から世帯ではなしに、制度が少しは改善されて本人が対象になるということの回答でしたので、これも少し改善されているのかと思うんですが、今年の3月議会でも申し上げていますが、これ、せっかくのいい制度なんですよね。せっかくのいい制度だから、もっともっと使いやすいものに改善ができないかというふう考えるわけです。

非課税の対象が、世帯から本人に改善された、一步前進だと思いますが、例えば、非課税が本人になったとしても、私、ちょっと計算してみたんですが、例えば、65歳以上の単身の方で、所得が年間で150万、年金が月12万少しですね。あと、147、8万がボーダーラインですが、これでもう非課税じゃなくなるんですよ。150万を超えちゃうと。対象が本人でもね。

もう補聴器は皆様ご承知のとおり、平均で10万から30万もするんですよ。年金月額で12万だと、非課税対象にならないんですよ。補聴器が10万か

ら30万、安いのを買っても10万ぐらいします。そうすると、ほぼ1か月分の年金を補聴器に要するという状況があります。

そこで、何とかして非課税、世帯から本人になりましたが、この非課税の縛りをなくすというのが一番、もっと使いやすくする一番の手っ取り早い道ではないかと思うのですが、非課税の縛りをなくすことを求めますが、回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森らあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

補聴器の助成の関係のお問合せの内容ですが、申請書の添付書類の件や、お医者さんの証明が要るか、また、領収書をなくしましたというような内容でございます。医者等の証明としておりまして、補聴器購入の際にはどれくらい聞こえるか補聴器取扱店で測定をされますので、測定された数字やグラフが入っている資料を添付いただきまして対応しております。また、領収書については支払いが分かるものを添付いただくようお願いをさせていただいております。

なるべく簡単に助成ができるように、窓口で対応させていただいております。また令和2年度からの事業ですので、現在のところ周知の徹底に努めておりますことから、現在のところ、この要件で事業の方を実施していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 せっかくですから、よりよいものにすることで提案をしているんですが、どうしてもこの非課税の、例えば、縛りをなくすということは難しいのであれば全面的にこの縛りをなくすということで、例えば、年間の所得が240万、年金でいえば月額20万だね。これぐらいまでその対象を引き上げると。今、非課税世帯から非課税本人になったわけですが、対象が。この非課税が148万から150万がボーダーラインで、ここで切られてしまうんです。そうすると、年金のほぼ1か月分を購入費に充てなければならないという状況がありますから、これをせめて、例えば、例えばですよ、月額20万で240万ぐらいに対象を引き上げるといようなことも検討ができるのではないかと。

何度も申し上げますが、この制度の対象を18歳からと、非常に門戸を大きく開いていただいております。ただ、現実的には、加齢による難聴で耳が聞こえにく



くなるという高齢者、年金生活者が補聴器を必要としているのも事実だと思いますので、ぜひ、今提案したことも含めて、高齢者にとってもっとこの制度が使いやすいように改善することを訴えて回答を求めます。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま、鈴木議員さんのご提案、ありがとうございます。

現在のところ、まだ数字もうちの方で把握していない部分もありますし、周知につきましても徹底しておりますことから、先ほど鈴木議員さんおっしゃっていただいたように、問合せも増えております。一旦はこの今の要件のままで、事業の方進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 鈴木議員、次の質問に行ってください。

鈴木議員 次に、障害者支援の問題ですが、ワクチンや在宅支援があり、昨年と状況が変わっているというお話でした。昨年度、障害者手帳3級以上または療育手帳をお持ちの方を対象に1人当たり2万円の障害者支援が実施され、多くの人に喜ばれました。私も直接喜びの声をお聞きしたことがあります。

先ほど、昨年度と状況が変わっていないということでしたので、少し報告と説明をしたいと思うんですが、状況が変わってない。障害を持つ方が働く共同作業所の全国団体に、全国共同作業所連絡会、私も加盟していましたが、略称共作連という団体がありますが、この団体は13回におよび、政府に対して、新型コロナウイルス感染症に係る障害のある人及び障害福祉事業所等に関する要望書を13回出されています。直近の13回目の10月に出された要望書では、長引く感染拡大のために、障害者就労支援事業所における生産活動及び障害のある人の工賃、賃金は長期にわたり大きな影響を受けています。生産活動を行う全ての事業所を対象に、新型コロナの影響で減額となった工賃、賃金を補うための措置を講じてくださいという要望書を、13回目で出されています。

じゃ、どれほど工賃、賃金が下がったのかについても調査をされていまして、その調査結果によりますと、2021年の6月から7月にかけて調査をして全国の535の作業所が回答されているんですが、その結果を見ますと、2019年4月に比べて生産活動収入額が減額となったところが約70%にも及んでいると。工賃、工賃というのは給料のことです。作業所で働く皆さんの給料のことですが、給料賃金の減額平均は月2,453円減額になっているというふうになっています。

私が勤務していた東近江市や彦根市の作業所の平均工賃、平均給与が4,000円から6,000円でした。給与が大体6,000円あったら、非常に障がい者の皆さん喜ばれるという状況でした。

月額平均2,453円、全国で減っているということは、50%から30%程度で押しなべて給料が減っているという状況です。

じゃ、この状況を今後も含めて、このコロナ危機の給与、工賃への影響について今後の見通しがどうかということについては、85%の作業所が大きく影響していると、今後もこの影響が続くと思うというふうに答えられています。

まだまだこの状況が変わっていないというのが、この実態からもお分かり願えると思います。

先ほど述べた東近江や彦根の作業所の関係者の方にも聞いてみましたが、今述べた全国状況と変わりがありません。このような状況を見るにつけ、ぜひ、再度、障がい者の支援を求めます。

同じようなコロナ対策の支援として、大学生の就学支援が本町では5万円、2回、行われているんですよ。1回目は議員提案で実施をされましたが、2回目は執行部からの提案で実施をいたしました。全国知事会も地方創生事業として2兆円の要望を出されておりまして、ほぼそれに近い額の補正予算が組まれています。

それらの活用も視野に入れ、再度、障がい者への支援を実施することを、検討を求めますが、回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

共作連さんの要望ですが、本町にも、昨年度ですと年に3回ほど来ていただきまして要望をいただいております。その中でお話をさせていただいてたんですが、なかなか町だけではできないような内容ですので、県の方に上げさせていただきますということで、ご回答をさせていただいております。

工賃等の支援につきましては、県の方もなかなか把握されていないということですので、また、その要望を受けまして、全体的に考えていかなければならない問題かなと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 もういいです。

河合議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員　ごみの減量の問題ですが、10月11日の会議で、内容別にしまして、資源化に適したごみは分別資源化をして、汚れたプラスチックは焼却にするというような回答であったと思います。最終的には、12月20日でしたか、確認をするということですが、15%目標でいきたいというようなことでした。大方そのような回答であったというふうに思いますが、それを前提にして幾つかご質問しますが、1つは、プラスチックは、資源化できるプラスチックは、分別資源化をしていくという方針に決まったということですが、今、豊郷ではプラスチックごみは分別してないんですね。分別していませんから、分別していくということになると、豊郷というか、4町はしてないわけですから、リバースセンターの関係でやってないわけですが、分別していくとなるとこれは町民の大きな協力が必要になると思うんですね。さあ、来年から分別してくれというのではこれはなかなかそうはいかないと思うのですが、その点について、町民の理解を得るためにどのような計画を持っていくのかということが必要だと思うんですが、この点どのようにお考えなのか、お答えをいただきたい。

それから、2つ目は15%の減量目標ですが、この目標が是か非かといえれば私個人的にはもっと高い目標にするべきだと思うんですが、とにもかくにも、それでも、じゃ15%の減量を、これから1市4町が、令和11年度に向けて頑張っていかなければならない。そうすると、各市町の手腕、力量が問われるということになると思うんですが、では、本町でこの15%減量目標を達成するために、具体的にはどういう手段、政策を取るのか。そのことを説明をお願いしたいと思います。

3つ目は、本町では平成25年度から生ごみのリサイクルは始まって、現在、会員が394人ですか。回収ボックスの設置か所が30か所になっている。この事業を町と町民が協力して、もっともっと大きくできれば、本町では生ごみを減らしていくことができると思うんですね。

ところが、町のこのパンフレットありますが、最初のスタートが各字で10名から15名の会員の家庭を募ってくださいと、こうなってるんです。これがスタートの第一歩なんです。

実は、このごみリサイクル事業が始まったのが平成25年で、その当時、私、その25年に区長をしていたんですが、私どものような50軒ぐらいの小さな町で10軒から15集めるといのは非常に難しいと。だから、字、区という縛りをなくしてほしいというふうに要望したことがありますが、これは実現しませんでした。

改めて、このごみ問題を考えてパンフレットを取り寄せてみると、相変わらず

やっぱり各字でとらなっているんです。今、集落でいろんな問題があるときに、やはりやっぱりこの縛りをいつまでも続けていくべきではないと思いますし、この縛りをなくさないとなかなかこのごみの15%減量も難しいのではないかなと思うんですが、生ごみのリサイクル事業の改善を、15%の達成に向けてやるべきだと思いますが、回答をお願いいたします。

次に、新ごみ処理施設そのものに関わる問題について、副管理者として、町長に回答をお願いしたいと、できるだけ回答をお願いしたいと思うんですが、1つは、建設予定地の地下に今、自噴するほどの大量の地下水が流入しているという話をお聞きしたんですが、実態を把握されているのかどうか、教えていただきたいと、これは教えていただきたいんです。

そうすると、盛土をするという計画になっているんですが、地下の深い場所から自噴している、流入をしていると、その水を遮断することは非常に私は難しいと思うんですが、そういう状況になっているのかどうか、ちょっとこれは教えていただきたいんです。

2つ目は、これまで軟弱地盤というのは再三指摘をされてきましたし、私も指摘をさせていただきましたが、これまでは軟弱地盤対策としてサンドコンパクション工法を採用するというふうにされていましたが、このサンドコンパクション工法は費用が高くなり、このサンドコンパクション工法は採用しないと。新しい工法を検討していくというふうになったと聞いているんですが、その辺が今どうなっているのか教えていただきたいと思います。

3つ目は、土砂災害警戒区域、建設予定地の6分の1が土砂災害警戒区域でしたが、その警戒区域には施設が建設しないで、こちら側にずらして建設をするという計画だったと思うんですが、大規模な土砂崩れが起きた場合にどうなるのかという心配をするわけですが、そういう大規模な土砂崩れが起きた場合の被害の想定はしていないのかどうか、少し気になりますので回答をお願いいたします。

最後に、西清崎地域というのは、今は候補地なんですよ、まだ見たら。決定地ではないんですが、いろんな書類を基に、今のアセスが終わった令和5年に、アセスが終わった後、候補地を決定地にするというふうな文章になっているんですが、よく分からないのは、この候補地と建設地、決定地の違いがよく分からないんですが、正式なそういう建設地になる見通しはいつ頃なのか、これも教えていただければと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

建設予定地の自噴の問題、そして、軟弱地盤の改良の問題、私は聞いておりません。

それと、土砂災害の大規模なというのは、これは彦根市の、要するに、ハザードマップだと思います。近々、県のハザードマップによって、そこはそういう状況ではないような状況を聞いておりますので、また、参考にさせていただければと思います。以上です。

それと、まだ候補地です。きちっと決まった時点で、アセス等も決まった時点で、候補地に決定される予定でございます。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

令和11年度からの新ごみ処理施設での稼働に向けて、どうやって住民に周知していくのかということでございますけれども、それにつきましては、現在リバースセンターが稼働しておりまして、リバースセンターの方は、あそこで燃料を作っているということで、プラスチックごみも必要でございますし、プラスチックがないと燃料としての価値がございませんので、リバースセンターが動いている間はプラスチックの方をリバースセンターに入れていく予定ですので、11年度からどうやって切り替えるかなんですけれども、事前に周知、広報やホームページで周知させていただくとともに、各市町とも相談しながら前年度ぐらいからプラスチックごみを分けるなどして集めて、一旦集めてリバースセンターへ持っていきなり、分別の方を住民さんに実際にさせていただかないと11年度から運ばませんので、前年度ぐらいからテスト的にそういう分別の方法をやりたいと考えております。

15%の減量の手段ですけれども、これにつきましても、広報やホームページで啓発の方を引き続きさせていただくんですけれども、1つ目としましては食品ロスの削減。とにかく買物で買われて、食べ切れない量を買ってしまって、結果的に捨ててしまうということがないように、食べ切れる量の調理、購入を心がけるという啓発と、あと、生ごみをごみに出すときに必ず水切りをしていただくということで、生ごみにつきまして水分が70から80%含まれておりますので水切りの徹底を住民さんをお願いしたいと思います。

そして、生ごみの堆肥化ですけれども、町がやっている生ごみ堆肥化事業はもち

ろんのこと、また、生ごみ処理機やコンポスト、そして枝葉粉碎機の助成事業を活用していただきまして、各個人で積極的にごみの減量を行っていただく。

そして、買物での工夫といたしまして、マイバッグやマイボトルの持参。また、過剰包装は避けていただくということで、できるだけごみの減量を図っていただくということでございます。

そしてまた、最近では要らないものを、自分では要らないと思っけていても他の方は必要としている場合もございますので、インターネットでのフリーマーケットや、またリサイクルショップへの持込みなどもしていただきたいということ、広報等を通じて住民さんに働きかけたいと思います。

そして、平成25年から始めています生ごみ堆肥化事業ですけれども、これにつきましては、一応パンフレットでは10名から15名を各字で集めてほしいということをお願いしているんですけれども、この辺も会員の拡大を図るためにもちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 いずれにしても、ごみ問題は執行部だけでできる問題ではないと。これは町民の協力がないと15%もできませんから、今からぜひ周到な計画を組んでいただきたいと。

もう一度言いますが、これが今、町が発行しておる、いい制度だと思うんですよね。ところが、もう1回ですよ、流れの1で、各字で10名から15名の会員家庭を募る。もうこの入口で、なかなか入れないというんですよ、私が申し上げているのは。今の町内の集落の状況を見ても、ぜひ具体的にこの検討をお願いしたいと思いますが、もう一度回答お願いいたします。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

会員になるための10名から15名の縛りですけれども、生ごみ堆肥化事業の拡大を図るためにも前向きに検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

河合議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 最後に、ボードパークの件ですが、先ほど回答がありましたが、まさにそのとおりだと思うんですね。今年の夏の東京オリンピックでボルダリングとかスケ

ートボード、私はあまりなじみのないニュースポーツと言われる競技が実施をされて、先ほども回答がありましたように、その影響で最近、道路でスケートボードで中高校生が遊んでいる姿をよく見ます。

土曜日、日曜日になると、実は豊栄のさとの駐車場で若い人たちがたくさんスケートボードをやっているんです。私も実は見に行ったんです。声をかけようと思ったんですが、知らないおっちゃんが声かけたら怒られるかなと思って、それはやめたのですが、よく見ますと新幹線側の駐車場に渡る橋といますか、何といますか、あの橋にはこのボードのいろんな跡がついて、色とか含めてね。結構若い子、滑ってるなというふうには思うんですね。

バスケットでは、八村塁とか渡辺雄太がNBAで今活躍をして、これまで日本人では通用しないと言われたアメリカのバスケットで活躍、非常にうれしいものを感じるんですが、そんなことを考えると最近バスケットをしている若者も増えていきますので、せっかく豊栄のさとの駐車場を利用して、例えば、これは例えばの話ですが、もう下は整地をされていますから、豊栄のさとの駐車場の一角に若者が集えるそのようなものをつくる検討をしてはどうかということを提案申し上げて、質問を終わります。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。  
管理も含めて、注視していきたいと思います。  
以上です。

河合議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、1点目。堆肥化事業の継続に向けて今後の取組の展望はということ。

本町では、各字に生ごみのボックスを設置して、事業会員の方々にご協力を得ながら、家庭から出る生ごみを活用し、堆肥化事業に取り組んでおります。

そうした中、生ごみの量が年々増加しているのではないかと。また、処理施設等もかなり老朽化しているのではないかとと思われることから、今後の事業展開を見据えたとき、新たな処理施設を検討していく必要があるのではないかと考えております。

以下の点について答弁を求めます。

①処理施設の経過年数と処理等の対応状況はどうか。

②生ごみの年間量、現状と近年の推移はどうか。また、今後の見込み量はどのように分析しているのか。

③堆肥化事業についての評価と、堆肥の活用状況は。

④取組の今後の展望も含め、新たな処理施設等の必要性についてどのように考えているのか。

答弁をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 西澤議員の堆肥化事業の継続に向けて、今後の取組の展望はについてお答えさせていただきます。

1つ目の処理施設の経過年数と修理等の対応状況はどうかということで、お答えいたします。

この事業を始めるに当たりまして、平成22年度に大型の生ごみ処理機を導入し、平成23年度から実証実験として開始いたしました。平成25年度からは堆肥化事業となり、会員数も増えたことから、2台目の大型生ごみ処理機を導入し事業を行ってまいりました。1台目の機械は稼働してから今年で11年目となり、2台目の機械も今年で9年目となります。修理の状況といたしましては、1号機、2号機とも、今までにチェーン交換及び攪拌バネの交換を行っております。

2番目の年間の現状と近年の推移はどうか。また、今後の見込み量をどのように分析しているかについてお答えさせていただきます。

生ごみの回収量でございますけども、ここ5年でいいますと、会員数が330名強で年間の回収量も41トン程度でございましたけども、昨年度は吉田、八町の方々にご加入いただきましたこともありまして、約50名の会員が増え、回収量も約5トン増えまして、昨年は47トンの生ごみを回収いたしました。

今後は、新興住宅地にお住まいの方々を中心に積極的に働きかけ、二、三年後には年間60トン程度に規模拡大を図っていきたいと考えております。

3番の堆肥化事業についての評価と堆肥の活用状況はについてお答えさせていただきます。

堆肥化事業は、年末年始の4日間以外は毎日生ごみの方を回収いたします。また、堆肥は毎月下旬に機械から引き出しを行い、乾燥し、袋詰めした後、翌月の月上旬に役場窓口に置かせていただきますが、住民の方々が家庭菜園や花壇の肥料とするために次々と取りに来られ、品切れとなる状態となり、大変ご好評をいただいております。



会員の方々からは、やはり毎日生ごみを回収してもらえるので大変ありがたい事業だというお声をお聞きしております。

4番目の取組の今後の展望を含め、新たな処理施設の必要性についてどのように考えているかについてお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、この事業はごみ減量の一端を担っておりまして、できた堆肥を利用していただくという、まさに循環型社会の構築に向けた取組となっております。規模拡大を図っていきたいと考えております。大型の生ごみ処理機は年々老朽化していきますので、適正な時期に省エネタイプの機械に更新する必要があると考えております。

以上でございます。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、再質問を行います。

①と④は、ちょっと関連するかと思いますので、②の方に、質疑させていただきます。

今、同僚議員からもいろいろと説明がありました。私は今回、今の課長の答弁の中で、積極的な働きをかけ、年間50トンから60トンの規模拡大を図っていきたいということでございますので、それについて、今後どのような取組を行うのか、それをまず1点、お聞きしたいと存じます。

③につきまして、堆肥です。実は本当にこの堆肥、どこの家庭も畑とかいرونなどで使っておられ、好評はよろしいです。行ったらもうなくなっているというのはよく聞きますので、その点について、しょうがないかなと思いますので、これは、③については、大変評価を得ているということで、ありがたいかなと思っています。

④についてですけれども、私も機械を見に寄せてもらいました。処理場のところがあるので、大変老朽化しているのもあるし、まだ使えるかなというのもあるんですけども、今、課長の答弁の中で、1台目が11年目、2台目は9年目ということですので、あと、修理状況等もあったということですので、万が一その2台のうち1台が壊れたときには、その1台がカバーすれば収まるかなと思いますけれども、万が一その機械が傷んだときに、毎日集荷をしていただいている方々が、毎日、生ごみを集荷していただいている。そうすると、1日で直ればいいんですけども、2日3日かかった場合、どれほどの生ごみが堆積するかということ考えたときに、やはり、今の課長の答弁の中で、大型のごみの処理機が年々老化して

と。適正な時期という言葉をお使いになってるんですけど、適正もだんだんで、1年後がええのか、2年後がええのか、それとも来年の9月とか、いろいろな取り方があると思うんですけども、その適正な時期というのはどのような適正な時期と考えておられるのか、その答弁をお願いしたいと思います。

その辺につきまして、ちょっと私も調べたんですよ。多分恐らくうちの町もこれの支援金を頂いたかなと思うんですが、循環型社会形成推進交付金というのが国からの補助金があります。これは平成17年度から実施されているということで、恐らくこれ、行政の方も使われたかなと思うんですけども、一応、市町村等の廃棄物の推進してる中で、市町村の自主性と創意工夫を生かした、広域的かつ総合的な廃棄物処理のリサイクル施設と整備を支援するという事で、なかなか生ごみを堆肥にしている近隣の市町村とか、滋賀県もいろいろ含めてですけども、何か少ないようなことは聞いています。この点をちょっと、町はこれを行っているということは、私も自慢の1つかなと、私自身思っています。

こんなことを考えたときに、この支援金を使っておられなければ、一遍申請してみたらどうかなと思います。しかし、1回申請したらもう次はもうあかんというんだったら、また、それも1つの、どういうふうに対応すればいいのかというのもいろいろあると思いますので、その点についても一言答弁をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 西澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

積極的な働きかけということでございますけども、一応ごみステーションは各字の管理となっておりますので、一番には区長さん等に働きかけまして、区長の許しが得れば新興住宅地の方々に向けて一軒一軒回らせていただいて、勧誘の方をさせていただきたいなと思っております。

そして、西澤議員がおっしゃっていただきました適正な更新の時期ということでございますけれども、あの機械は信楽の業者がやっている機械でございます。普通はああいう生ごみ処理機、学校とかで使っていくと、夏休みだとかそういう長期間の休みで機械が止まるとかありまして、そういう状況だと機械は傷みやすいということでございますけども、うちとこの場合は年末年始の4日間だけ止まるということで、ずっと使いっ放しで、割と故障が、たまたまかもわかりませんが、少なくても、大変珍しいというたらあれですけども、維持管理の方はうまくいっているということで、今のところいただいておりませんが、やはり機械のことですので、いつ急にガタが来るかもわかりませんので、

できるだけ業者の方からは、2台ありますけども1台ずつ、なるべく早めにもう買い換えたらどうかという話はいただいております。

そして、西澤議員がおっしゃっていただきました補助金の方ですけども、その制度をちょっと知りませんでしたので、実は使っておりませんので、参考にさせていただきまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 もう一回、確認します。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それで、今の話、効率的なことなんですけども、生処理を、堆肥を集めている方々がおられます。これを集めていただくのはありがたいことです。しかし、持っていくとこと、箱を洗うとこと、袋詰めするところが、ばらばらになっているわけなんです。それはやっぱり一体化しとかなあかんのかなと思います。事業の効率化を図るためにも、やっぱり処理したとこで堆肥を袋詰めするとか、箱を洗うとか。やっぱそういうことをすることによって時間の短縮ができるかなと思いますので、その点は、答弁はよろしいですけど、検討していただきたいと存じます。

河合議長 次の質問に行ってください。

西澤博一議員 それでは、次、農業を守るための支援策について、お伺いをいたします。

人口減少や食生活の多様化が進み、米の需要は減少傾向が続いています。そうした中、さらにコロナ禍によって飲食関係の需要が落ち込むなどしたことから、米価は昨年、今年と大幅に下がり、本町の農業関係者等においても大きな減収となっております。

そうした状況を踏まえ、農業を守る観点からも、町として何らかの支援策が必要でないかと考えるが、どのように考えているか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤博一議員の農業を守るための支援策について、お答えいたします。

ご質問の米価の下落により、収入が減少した農業者への町の支援策についてですが、米価の下落により大幅に収入が減少した認定農業者や集落営農法人については、国が実施している米、畑作物の収入減少影響緩和交付金、略して、ナラシ対策というものを。また、農業共済が実施しております収入保険制度を活用し、米価の下落による影響を最小限に抑えていただきたいと思っています。

また、町の支援策については、新型コロナウイルス感染症対策として、現在、

県と町で実施しております事業継続支援金は、中小企業や個人事業主に加え、農業者の方も対象となっておりますので、該当となる方はぜひ活用していただきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 ありがとうございます。そういうようなことをいろいろ調べさせてもらいましたら、国県等の支援はあったというのはお聞きしております。

その中で、全国的に米価等が下がってるということで、東北を含め、滋賀県も含め、全国中で米価の下落が起こっているということで、市単独事業、町単独事業の中で、その財政、やっぱり、市町によってやっぱり限られた財政の中でやらなければならないと思うので、大きなことはできなくても、やはり、1つ考えていただきたいのは、やはり、まず、私の考えたのは、勝手に私が名前つけたんですけど、豊郷町の米価下落影響緩和緊急対策補助金という形で、例えば、例といたしまして、1袋30キロ当たり、350円から600円の補助を出すとか、10アール当たりで支援金を2,000円か3,000円かというのもあると思います。そんなことも含めて、農業者の関係の支援ができるのかということをお伺いしたいと思います。

また、農業者向けの保険の掛け捨てがあるんですけども、よその市町村やらで聞いていると、一部補助をしているというのもお聞きしております。そういうようなことを考えたときに、町としても、その中でできる範囲のことで支援をしてやっていただけないかなと思うんですけども、来年度の22年度の米の作付けに当たりまして、やはり、元肥の購入費、肥料が高騰したというのもお聞きしております。それも、町独自で何とか1点でも支援していただければありがたいなと思うんですけども、それも、先ほど申しましたように、やはり限られた財政の中で行うことですので、なかなか難しいことかと思っておりますけども、どうかと思います。

ただ、私思いますのは、農業関係者も、やはり米価の下落をしたことから支援を行っているのではなく、農業関係者も、やはり個々の方が営業努力をしながら、やはり今まで農協へ納めてた米を自分で営業しながら売っていくというのも、1つの米価の値段を下げるのも1つのあれではないのかなと思います。

今年のJAの米の買取り価格は、やはり前年より比べまして、環境こだわり米で1俵で1万2,000円とか、キヌヒカリが1万円とかというような買取り価

格を、農業団体がそこへもって行って、今、納めているらしいですわ。

しかし、それも米価の下落でそういう値段になったんやと思うんですけども、今言いましたように、農業関係者もやはり営業努力をつけながら、自販、今まで6割をJAに収めていたものを、例え3割、4割、5割でも、自分らのところで個々の縁故米として売るとかいう、そういう方法も1つの米価の下落を止める必要があるのではないかと私は思います。

多賀町におきましても昨年度ですか、多賀町の農業機械等導入支援金事業補助金ということをお聞きいたしました。そういうような点も含めまして、豊郷町は豊郷町の中でどのような形で支援できるかということをお聞きいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 西澤博一議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、お米の1袋についての支援をやっている市町もあるということなんですけども、なかなかお米の販売につきましても農協に販売している農家さん、また、縁故米を売っておられる方、米屋に直接売っておられる方など、農家によっても様々な販売方法がありますので、なかなか販売数量を把握することができない点もありますので、1袋について幾ら支援するとかいうのはちょっと厳しい点があるかと思っております。

また、肥料の高騰などによつての支援策ということですけども、こちらの今、JAさんの方で取り組んでおられまして、今、肥料が高騰する前に、JAの方での肥料を買いだめして、倉庫の方に搬入して、高騰をなるべく抑えるような対策も取られているところでございます。

また、米価の下落によつて、各農業者の方への支援ということで、町としては環境こだわり農産物に取り組んでいる方への支援事業として、1反につき1,500円の補助。また、病虫害防除の事業補助金ということで、これも1反につき150円の農薬に対する補助等も行っておりますので、また、ご理解いただきたいと思いますのと、また、先ほど申し上げました多賀町の方では、農業機械への補助を実施されたということで、また、多賀と豊郷と農業形態の違いなどもまたありまして、なかなか、多賀町の山間地ということで、農業をやっておられる方への支援が、また難しかったんですけども、農業機械を最大200万円でしたかね、補助するというような事業も行っております。また、豊郷町につきましても、どんどんどんどん担い手の方に農地が集まっている状況もあります。また、認定農業者等に対しましては、本当に今困っておられるのは本当に農業機

械の更新とか、こういうことが本当に大変困っておられる問題かなと思っております。また、そういう国の経営体育成支援事業という農機具の購入事業の方などを活用していただいて、なるべく農業を継続した政策をしていけるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 はい。お願いします。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、縷々いろんな等々のお話を聞きました。一度、来年も恐らく米価は下落するだろう。しかし、もう、うちとこの家庭でも、去年買った米がまだ4袋残ってますわ。米の需要が今、だんだん減って、生活仕様が変わってきたさかいに在庫が増えたというのも1つの原因ではないかと思えます。

一度、何回も農業関係者の方とお寄りして、いろんな話を、意見交換をされていると思いますが、今後、この件について一度、集落営農、担い手さん、農業に関係する方々と、一度会議を開いていただきまして、米価下落の件についても、一度意見交換をしていただき、本町農業の方はどのようなことを考えておられるのか、その点について会議を開いていただきたいと思えますけど、答弁を願います。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

米価の下落の要因でございますけれども、さっきおっしゃったとおり、需要と供給のバランスが崩れているということで、特にコロナの状況の中で外食産業がものすごく打撃を受けたということでありました。

これは、11月の5日に、1市4町には、JA東びわこから要望を受けまして、国等への要望を受けたところでございますし、町といたしましては、日野、竜王は、グリーン近江から受けておられます。それで早速、6町では国の方へ緊急の経済対策、特に米価の補填、補償をしていただくようお願いを、各国会議員さん、8名ですか、おられますので、そこに緊急要望をさせていただいたところでございます。

ご存じのように、やっぱり備蓄米を一時期確保せんことには、米価は上がりません。これはもう来年も再来年も続くということで、農業の基本は米でございますので、その価格をしっかりと国の方で制度をつくってもらってやっていただくと。それ以外ないと思えますが、今後とも、6町でも、しっかりと国の方へ要望し

てまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 次の質問してください。

西澤博一議員 公共スポーツ施設と設備の充実ということで、第5次豊郷町総合計画の策定が行われて3年目に入っているが、この間、各課においては総合計画の施策等実現に向け努力されていると思います。その中で健康づくりとスポーツの推進にあるスポーツ公園をはじめ、今後の各事業設備等について検討していく必要があるのではないかと考えるので、以下の点について答弁を求めます。

①スポーツ公園や豊栄のさと等について、計画的な施設・整備の充実はどうか。

②スポーツ・レクリエーション指導者の養成と、ボランティアの確保支援はどうか。

答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、西澤議員の公共スポーツ施設・設備の充実はについてのご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、第5次豊郷町総合計画の中に、スポーツ・レクリエーション施設の適切な管理、また、第2次豊郷町スポーツ推進計画の中にもスポーツ施設の充実ということで、計画的な施設・設備の充実ということを挙げております。

①のスポーツ公園や豊栄のさとにある施設につきましては、日々、専門業者にて安全点検を行っているところではございますが、現在設置している設備につきましては開設当時のままのものであることから、現在検討を行っているところでございます。

②につきましては、幼児期の運動遊びや学童期における運動能力や体力の向上のためにも、技術指導のできる専門的な指導者やボランティアスタッフの確保は必要だと考えます。

このことから、町のスポーツ推進員やアザックとよさと、また、教育委員会だけでなく健康づくりという面からも、医療保険課や地域包括支援センターとも連携して行っていきたいと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 スポーツ施設・整備の充実ということで、第5次総合計画の中に、そのような

文言が入っておりました。

その中で、1つお聞きしたいんですけども、スポーツ施設等の予約システムの導入ということで、どのような形でやっておるのか私は分かりませんが、まず、運動施設、スポーツ施設の運営を効率化することによって施設の利用の公平さを推進するインターネット予約機能とか、パソコン、スマートフォン、誰でも好きなときに予約できるシステム、あと、予約受付はキャンセル、変更、システムは対応し、利用者の利便性や運営の効率化など。

また、体育館、グラウンドは、利用者に利用時間を選択してもらう時間とか、予約はリアルタイムで更新され、重複予約などのミスによるトラブル防止等にも関係するかなと思います。

文化ホールにつきましては、やはり、豊栄のさと、集会場、会議所等、予約があります。その予約台帳が、対応が一目で日々の予約状況が分かるという、そういうようなシステム等があると思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

一応私の調べでは、愛知県の愛西市が導入の検討をしておられるということをお聞きしております。

また、あともう1つですけども、これは施設等が教育委員会ですので、教育委員会にお聞きしているんですけども、スポーツによる地域の活性化の推進。やっぱりこれから25年に、24年かな、国体がありますよね。そのときに、やはりうちのグラウンドとか豊栄のさとをスポーツチームの合宿場とか、文化サークルの活動合宿とか、そういうようなものに利用できないかなと。そのための中の設備等はどうかかなと思います。

白浜町では、スポーツ合宿等誘致事業補助金というのをやっているらしいですわ。うちも、やはりせっかくああいう立派な豊栄のさと、グラウンドがあります。2階には畳の部屋もあります。そういうような方々の、スポーツ関係の方に合宿をしてもらって、子どもたちに、また一緒に、野球、サッカー、いろんなスポーツ等に取り組んで一緒に指導してもらえると、そういうふうなことも1つの利用方法ではないのかなというふうに思います。

そんなことについては、やはり教育委員会だけやなしに、やはり、総務課も企画も産業等々の連携が必要ではないかと思っておりますので、そこら辺の点についてもどのようなお考えを持っているのか、お聞きしたいと存じます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 西澤議員の再質問にお答えをさせていただきます。



まず、1点目の予約システムを導入してはどうかということですが、現在の豊栄のさとやスポーツ公園の予約につきましては、来館をしていただきまして予約するというような形になっております。議員が言われるシステムの導入につきましては、施設の管理側や借りる人の立場にとっても、双方向的にも利便性としてはいいのではないかと考えます。

また、施設の活性化につきましては、さとの施設等の利用については、今、議員がおっしゃられたように、国体等もございますので、そういうような形で何か利用ができるものかどうか、ちょっと検討はしていきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、馬場次長の答弁がありましたけども、やはり、これからの将来を見据えたときに、やはりIT化とか、何かいろいろなカタカナの言葉が出てきますけども、やはり、そういうシステム導入は必要ではないかと思えます。

あと、もう1つ言いましたように、合宿の関係についても、やはり全国でもそういうようなことを利用しながら地域の活性化を図っているところがあります。そういったことも、やっぱり行政として考えることだと私は思いますので、一度それは各課でやっていただきたい。

今回、スポーツの関係やさかいに教育委員会にお聞きしましたですけども、繰り返しではないですけども、総務課も企画も人権もいろいろな課も関わりながらやっていただきたいと私は思います。そういう点についても答弁を求めたいと思います。

あと、もう1点ですけども、豊栄のさとの前に遊具があるんですけども、そこでまた、多くの子どもさんが来ておられます。そこで、ちょっとその辺の方から声をかけていただいたんですけども、幼児が遊べる道具を、何か1つ2つ設置してもらえないかなという声をお聞きしてましたので、ちょっと一遍今日は、一般質問の中で、議会の方に提案したいと思えます。

あと、先ほど、同僚議員が言われましたように、スケートボード場。これも、もう私も、ひと月、ふた月前から、いろんな方々から、お母さん方、また、子ども等々から、豊郷にはないのかと。今どこ行ってんねんと聞いたら五箇荘に何かあんのかな、五箇荘かどっかあるらしいわ、そこへ行ってると言うてましたわ。ああ、ほうか、言うて。うちの下の子どもらも、どこでやってんのか言うたら、宮さんの参道で滑っとなやけど、車やら来ると危ないでというようなことも話

はありましたんですけども、その点については一遍、町も、オリンピックがああいうメダルを取ったというのは、子どもたちやら人に、いろんな形に波及しておりますので、やっぱりそういうようなことも1つは考えてみたってくれたらどうかと私も思います。

あと、この間、小学校5年生の野球チームが県大会で優勝しはったらしいわ。その点について、私の思いですけど、仮にそういうサッカー、野球、テニス、また、文化では吹奏楽部等々が県外へ行った場合、また、全国大会に出場した場合についての、この遠征費の補助はどうかかなと思ったんですけども、その点についてはどのように考えておられるのかお聞きしたいんですけども、その点について答弁を求めます。

スケートボードについては、先ほど同僚議員にありましたように、一遍、アスファルトも傷むようなこともあるし、けがをしはったときに誰が責任を取るんやと、そういうふうなこともお聞きしたことがありますので、そこら辺はどういうふうにするのかって、するに当たっては規則等々はやはり必要かと思っておりますので、一応検討していただきたいと思っております。

その点についても答弁を求めます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず最初、合宿の件ですけど、確かに、スポーツで来て、そして、汗を流して食事をして泊まるというような人に、子どもたち、学ぶ方から見ても、非常に魅力があるかなということを思います。

ただしかし、これは教育委員会だけじゃなくて、言われましたようにいろんな課と、やっぱり協議していかなければいけないかなということを思いますので、よろしくお願いします。

また、豊栄のさとの方の遊具につきましては、小さい子どもの遊具というのは、1人1台的な感じがありますので、1台でも、2人いてたら待たなければいけないとか、そういう部分もありますので、もう一度現場もよく見ながら、どういった設置ができるのかというところへん、地域の方の要望もあるようですので、考えていきたいと思っております。

あと、県外での全国大会ということで、遠征は補助をやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

最後に、若者たちがいろんなことに興味を示して、活動、活躍してくれるというのは非常に私たちも勇気づけられますし、また、元気づけられるというところ

もあるかと思えます。そういった若者の興味関心をどのように、先ほどもお話しさせていただきましたように、私たちが把握していくか。それは、管理と表裏一体の部分もありますので、よく考えていかなければいけないところかなということをおもっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

河合議長　ここで暫時休憩いたします。

再開は、10時55分。

(午前10時43分　休憩)

---

(午前10時56分　再開)

河合議長　それでは、一般質問を再開いたします。

次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員　議長。

河合議長　中島議員。

中島議員　それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、空き家、空き地対策について町長にお伺いいたします。

空き家、空き地の増加とその対策が住宅施策の課題でもあり、危険度の高い空き家、空き地等が年々増加していることから、空き家、空き地対策には、放置された「迷惑空き家、空き地対策」と、それを未然に防ぐための「空き家、空き地有効活用」の2つの課題があり、安全で安心な地域づくりのため、空き家、空き地等対策計画が、平成30年3月に豊郷町空家等対策計画が作成され、豊郷町空家対策協議会がスタートされています。

住宅や敷地の状態、所有権問題の有無に関わらず、所有者が気軽に売買など相談できるように、空き家バンクの登録、豊郷町空家対策協議会の助言や協力により、本町においても様々な取組がなされていますが、一方の有効活用については手詰まりの状態のように思います。

そこで、以下の点について見解を求めます。

1、本町の空き家、空き地の現状は。

2、空き家バンクの登録数は。

3、売買につながった実績と進捗状況は。

4、コロナ禍の中、豊郷町空家対策協議会の開催も進んでいないと思うが、今後の進め方は。

5、空き家等の所有者等が経済的な事情等から、管理を十分に行うことができていない空き家、空き地に対しての対応は。

6、年々急速に空き家や空き地が増加する中、全国の自治体では、民間との協力で一般社団法人化し、空き家空き地対策を行っている自治体も増えているが、今後の考えは。

問います。

企画振興課長

議長。

河合議長

清水企画振興課長。

企画振興課長

それでは、3番、中島議員の空き家、空き地対策についてのご質問にお答えをします。

1点目の空き家、空き地の現状についてですが、空き家については平成30年度に各字の区長さんにご協力をお願いして調査をしたところ、132件でございました。空き地については、調査を行っておりませんので、把握はできておりません。

2点目、3点目の空き家バンクについては、今年度当初は2件の登録がございましたが、そのうち1件は、10月に売買が成立をしました。

今後も引き続き、運営を行ってまいりたいと考えております。

4点目の協議会の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年度は開催できておりませんし、今年度も緊急事態宣言が明けた11月によりやう開催ができたところです。今後の予定としましては、平成30年度に策定した空家等対策計画が令和4年度末に5年間の計画期間が満了するため、第2期計画を令和4年度中に策定するために協議会を開催してまいりたいと考えております。

5点目の経済的な事情で管理が不十分な空き家、空き地等に対する対応については、現在は、親族等をお願いしたりシルバーさんとの値段交渉を代行する等しておりますが、今後は何らかの手だてがないか研究を行い、第2期計画策定のときに生かしていければと考えております。

最後の6点目については、議員のおっしゃるとおり、町の職員だけでは対応が難しい専門的な知識も必要となることから、協議会には専門家にも入っていただいておりますので、今後も多くの専門家のご協力をいただき、進めてまいりたいと考えております。

法人化につきましては、業務内容や受皿等も含め、検討事項が多岐にわたりますので、先進自治体の事例を参考にしながら、こちらも第2期計画と併せて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長

再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 それでは、中島議員、再質問。

中島議員 それでは、空き家なんですけど、私も過去に何度かこの質問をさせていただいております。全国的にも、急速にどんどん増えてきまして、今、課長がおっしゃられたように、行政ではなかなか対応が難しくなっているかと思えます。

平成30年度の3月に、今後の10年間のまちづくりの基本的な指針となる第5次豊郷町総合計画を策定され、将来の人口とまちの形として、在り方、将来の地域構成が示されております。

その中では、田園ゾーン、住宅ゾーン、工業・沿道サービスゾーン、まちの中心街、主要道路、中山道の街並みづくりが計画され、また、基本計画2の全世代参加の地域共生力アップの多世代コミュニティの創造と地域福祉の推進の中にも、空き家、空き地、店舗の活用というのがあります。

第5次豊郷町総合計画表としては、様々なことを取り組んでいただいておりますが、空き家、空き地に特化してみれば、空き家、空き地はもう年々、先ほど言ったけど、急速に増えてきていると。

空き家は大体もう4種類に分類されていると言われております。売却用、賃貸用、こちらは不動産会社が管理されているわけですが、2次利用とって、別荘など、これは基本的には所有者が管理されていると。

その他の空き家、上記の3つの分類に入らない、基本的には本当は所有者が管理しなければならない、その他の空き家。その他の中でも問題となっているのが、転勤や入院などのため、居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅。あと、相続し、空き家になっている場合は、全国では全体の56.4%という統計も出ております。

大きく2つの原因があると言われておりますが、そのほかに、1つ目は、高齢化社会の進む日本全体の問題で、団塊の世代への相続が進み、空き家が急速に増加すること。2つ目は、空き家所有者自身が、空き家の管理や活用について問題を抱えること。そのようなところを少しずつ解決はしていかないと駄目だとは思いますが、まずは本町が考える、空き家に対しての問題点というのを、まず、1つお聞きしたい。

それと、今後、日本の人口は、年齢別比率が劇的に変化していくと言われております。2025年問題があります。超高齢化社会となり、社会の構成や体制が大きな分岐点を迎え、雇用、医療、福祉など様々な分野に影響を与えることがやっば予測されております。

2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となり、必

然的に相続の件数が増えることが想定されます。65歳以上の高齢者のいる世帯は8割以上が持家に居住しており、高齢者が単身世帯の持家の割合は65%以上。相続が発生した際に、相続人が引き継いで居住できない状態の場合は売却を検討したりされるんですけども。

しかし、住宅需要の高い30代、40代の人口は減少していくと、反面ね。買手が見つからず、空き家が増加、それによって、不動産の需要と供給のバランスが大きく崩れ、不動産価格の下落も懸念されると。

先ほども課長も言ったように、現在の行政の人員体制と通常業務に加えて、急速に増えた空き家対策というのは、もう本当に難しくなっていくのではないかと思います。別に窓口をつくってもええぐらいじゃないかなというふうに思われるんですけど、その中で私は、先ほども言ったように、一般社団法人化をしてはどうかという提案なんです。

近隣では、東近江市さんが一般社団法人化されておられまして、それなりの成果を上げておられると。県内でもモデル的な感じで捉えている市町も多いというふうに聞いておりますので、そこら辺を参考にして、もう一度どれぐらいの時期で目指していくのかをお聞きしたいと思います。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本町で把握しておりますというか、問題点と考えておりますのは、やはり今おっしゃられたような相続の問題に大分苦勞しております。特に、今現在空き家で問題になっているのは、もう相続から何世代か経て、相続人が非常に多くなったやつというのは、もう売買も賃貸も、これが解決しなければ次に進めないという部分もありますので、今そういうところで引っかかっている案件がございます。

それにつきましても、何らか解消できるような手助けができないかというふうに、当課としましても検討しておりますので、また、何らかお示しできたらなというふうに思っております。

次に、一般社団法人化につきましても、先ほども答弁しましたように、先進事例、すぐ近くにごございますので、そこも研究させてもらって、来年度の次期計画を立てる際には大いに参考にさせてもらって、何らか方向性を出していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、一般社団法人化に向けて、大いに皆さんで議論されて、どの方向がいいのかということを考えていただければいいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今の話といいますか、そうなんですけど、本町の空き家対策等を一層加速するためにも、空き家の多様な相談にワンストップで対応できるような相談窓口を、それまでに役場ないし、どこでもいいので、窓口を設置するとか、人材の育成、課長も言われましたけども、専門家による連携がされています。

そのようなところも、1つずつ、悩んでおられる方もおられると思うんです。これどうしようかなって。どこに行ってもいいか分からないというところもあるかと思うので、もう少し広報等で周知していただいて、また、新たな窓口もつくっていただくような形を進められてはどうかと思います。

滋賀県の宅建協会では、空き家相談員を常駐させている店舗もありますし、そういうところを紹介されるのも結構かと思いますが。そのような窓口、今、言われるまでの間のところの、住民さんが使いやすいような窓口を検討されたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

ワンストップ窓口、役場の中に関しまして申し上げますと、当課、企画振興課が第1次的に相談を受けさせていただいております。また、毎年、税務課にも協力をしていただいて、固定資産税の課税証明を出す際には、空き家バンクのチラシであるとか、空き家の相談があったら来てくださいというふうな周知は、所有者さん向けにはさせていただいているので、今後とも引き続きやっていきたいなと思っております。

また、空家協議会につきましては、宅建協会さんやら建築士協会、あと、司法書士さんやらも入っていただいておりますので、その方たちのご協力を得ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長 中島議員、次の質問に行ってください。

中島議員 次に、入ります。公衆無線LAN、Wi-Fi設備の拡充について、町長にお尋ねします。

公衆無線LAN、Wi-Fi以下、Free Wi-Fiは、スマートフォン等の急速な普及に伴い、インバウンドの対策や災害時などに活用するためなど、

様々なニーズがあることから、全国自治体においてもFree Wi-Fi導入を検討しているところが増えてきています。

自治体がFree Wi-Fiを導入する目的は、地域の活性化、観光、防災・減災、災害、住民サービスの向上など、Free Wi-Fi整備の重要性が増していく中、今後、Free Wi-Fiの整備についてどのように考えているのか、以下の点について見解を求めます。

1、インバウンド対策や地域の活性化を図る目的から、公共施設、観光施設には、Free Wi-Fiは必要と考えるが、本町の現状とFree Wi-Fiの必要性をどのように考えているのか、お聞きします。

2番目、防災・減災への対応策における、Free Wi-Fi導入の大きなメリットは、どのように考えているのか。

3番、災害時における通信手段の確保策について、熊本地震で実際に行われたように、被災地で多くの方がスマホ等で必要な情報を得ることができる、Wi-Fiのアクセスポイント、00000 JAPANファイブゼロジャパンというSSID識別名の選択をすることで、Wi-Fiが民間のものを含め、無料で使えるように一斉に切り替わる仕組みがあり、本町避難所、公共施設にも災害対応型のアクセスポイント設置が必要と考えるが、その認識はあるのか。

4番目、住民へのサービス向上という面からも、Free Wi-Fiは多様な活用をされ、庁舎や公共施設等にFree Wi-Fiを整備することで、各種申請窓口業務への活用も取り入れられている自治体も増えているが、今後の考えは。

以上です。

産業振興課長

議長。

河合議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

中島議員の公衆無線LAN、Wi-Fi整備の拡充についての、1の本町観光施設でのFree Wi-Fiの現状と必要性についてお答えさせていただきます。

本町では、観光客等がスマートフォンなどを活用して、観光に便利な情報を入手しやすい環境を整備することで、利便性と満足度を高めるとともに、本町の魅力が国内外へ情報発信されることを目的に、平成27年度に豊郷小学校旧校舎群と豊会館及び伊藤忠兵衛記念館に、びわ湖Free Wi-Fiの整備をしております。

以上です。

総務課長

議長。



河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の質問にお答えします。公衆無線LAN、Wi-Fi整備の拡充についての1から4を、まとめてお答えいたします。

総務課で管理している施設で、豊郷小学校旧校舎群は、今ほど産業振興課長が説明していただいたとおりでございます。

役場の庁舎につきましては、インターネットの整備状況は、LAN配線によって整備されています。職員の端末はインターネットは閲覧できません。改修前は各フロアに1台の端末が、各課に1台に増設し、整備されています。他の自治体では、職員が仕事以外にインターネットを閲覧しないよう、監視システム、通報システムを導入していますが、豊郷町の場合はその必要がございません。仮に、庁舎にWi-Fiを導入することは容易ですが、それによって職員が仕事以外に携帯を利用することが最大の懸念です。

災害が発生した場合、災害地の状況を知るには、テレビなどの報道により知ることが一般ですが、報道にも、情報収集するにも限界があり、後でこの地域はもっと甚大な被害が起きているといったことが多々あります。それも住民の方がSNSによって発信することにより、初めて物資が届いていないなどが明らかになってくるからです。震災が起きた地域の調査結果からも、一番にインターネットにつながることを希望されているのが現状でございます。

また、00000JAPANについては熊本地震で初めて運用され、民間業者が無料で、公衆無線LANを九州全域5万5,000か所のアクセスポイントを提供されました。このような大震災でないと解放されないため、仮に岩倉川が氾濫した場合を想定しますと、日栄小学校区の吉田区と日栄区だけ開放されるということは難しいと思います。

普段は携帯などの契約事業所のネットワークに接続できますが、避難が長期化した場合、ギガ数が少ない契約の方はすぐにインターネットが利用できなくなる可能性があります。幸い、学校などはGIGAスクールでWi-Fi環境が整っており、体育館も整備されているので、パスワードを開放するなど対策が取れます。体育センター、豊栄のさとは、教育委員会と協議していきます。

4番の、住民へのサービス向上でございますが、例えば、民間の飲食店では携帯でQRコードを読み取ると、携帯から注文ができます。今後このようなシステムがどんどん普及していくのは目に見えています。しかしながら、行政で利用する場合は、まず、個人情報登録する必要があるなど、手間が要ります。マイナンバーカードとひもづけすることが利用の第一歩ではないかと考えております。

まずは、オンラインで申請できるシステムづくりから検討を始めるために、滋

賀県町村会で自治体DX戦略会議を10月27日に立ち上げましたので、今後、デジタル化の推進を図っていきたいと思います。

あと、子どもの集まる場所、勉強できる場所として、隣保館、豊栄のさとなどということが考えられますが、これについては他機関との協議を要しますので、今すぐとはいきません。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 00000 JAPAN、大きな災害でないと、それを開かれることはできないというふうな、それも分かっているんですけど、私が言いたいのは、いつどこで災害が起こるか分からない、大きいか小さいかは誰も予想はつかないので、準備は必要であろうと、そう思います。

今、日本では00000 JAPANを導入されているところも、災害が起きるとか起きないとかというところではなくて、起きたときにどうするかということを考えておられて、設置をされているんだと思いますので、課長の方も、少しちょっと視点を変えていただいて、将来的に、00000 JAPANも、しっかりと使えるようにしていただきたいというのが、私の意見です。

それに伴って、熊本地震で実際に多くの方が使われたと。インターネットに接続し、必要な情報を得ることができたというところで、実績はありますし、これも注目を集めているところですが、自治体が設置する無料Wi-Fiが、すいません、被災地の皆さんはもちろん、行政の職員の方もそこら辺の情報は得やすいと。

それと、観光地を中心として、被災時に外国人の観光客の方がおられた場合、情報提供ができるツールとしても有効で、災害時にネットにつながり、最新の情報が得られると。災害モードに切り替わって、避難所などの情報が多言語で伝わるようになっているのが、この00000 JAPANというような形ですので、今後、導入というか、必要性に駆られてくるんじゃないかというふうに思いますので、もう一度そこら辺のところの見解もお願いしたいのと、あと、住民サービスの向上という面からも、なかなか、先ほど言われたように、今、職員の方を含め、Wi-Fiでいろんなものを閲覧されたりというところの懸念は間違いなくあるかと思います。そこはまた違った視点の問題じゃないかなというふうに思うので、住民さんのサービスというところと、職員の教育というか、何というか、モラルというか、ところは、もう少し違ったところじゃないかと思います。

いろいろな各種申請は、窓口業務へ活用や、高齢者の見守りサービスにも活用できるといったケースがあるわけですが、そのようなものを取り入れている自治体は、利用率が上がったとか、行政サービスの住民の満足度がアップしましたよというような報告もなされているのも事実です。

具体的に、例えば、福島県の会津若松市では、2014年4月から、簡単ゆびナビ窓口システムと言われるような、Wi-Fiを経由した窓口運用を始められております。複数の窓口を回りながら、各種申請や証明書発行の手伝いを、実際に職員がタブレットを持って、高齢者、障害を持っておられる方や、小さな子ども連れの方、お困りの方などの情報を聞き取り、窓口でサービスのサポートをして、時間の短縮やスピード感を持っていると。

また、難しい計画やがっつりしたシステムを入れるのではなく、手軽に行政のデジタル化を手がける企業も出てきております。従来のように発注して、高額の金額を払いシステム化するのではなく、音楽のサブスクリプションのように、月額定額で契約すれば非常に簡単にすぐに始められるようなシステム、あまり合わないなど、駄目だったらすぐにやめられるような、そんな感じですね。

大体行政がこのようなシステムを入れるとしたら、いろいろな計画をしながら、実際運用できるのは1年とか1年半とか2年後とか、いろいろなんですけど、今このような企業がつくっているようなところでは、政令都市とか、横浜市、神戸市とか北九州市とか、全国で60数団体の自治体がこのシステムを入れて実用化をしておるといふところですよ。

神戸市では、KOBEOお悩みハンドブックとして、行政手続、または、なかなかたどり着けない問題解決のために、手続の案内化、もし、例えば、福祉面での支援が必要な方は、本来制度があるのに知らなかったり、受けられなかったり、どうやって手続をしたらいいのか、なかなか難しい。私らでもそんなありますけど。生活に困っているようなことから支援制度まで結びつかなければならないとして、手持ちのスマホで自分の悩み、今、経済的に困っているんだと、家族との間が困っているんだとか、そういういろいろな項目が出て、そこは指でポチポチするだけでその人に合った窓口と支援制度の検索ができるような、そういうシステムもある。

また、子どもやお年寄りまで、遊びや趣味、仕事などで使用できるように、公共施設の多様な利用を促している自治体も、逆にあるといふところで、近い将来、間違いなく、私が思うには、本町でも必ず設置をしなければならない時期が来るかと思っておりますので、今のところ、そのような簡単な、がっつりしたシステムを入れるんじゃないかと、簡単にに入れるし、簡単にやめられるようなところもあるの

で、そんなこともちょっと検討してはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えします。

まず、00000 JAPANにつきましては、携帯キャリアの方が開放されるので、豊郷町の場合、いろんなところにスポットがありますので、それで十分カバーできるんじゃないかと思っております。

あと、次に、窓口業務のタブレット化なんですけども、以前、タブレット化とかも一応考えたことはあるんですけども、結構な額が当時はかかりましたので断念しています。サブスクでのいろんなものがあるので、それを利用したらということ、まさにそのとおりだとは思いますが、まずは、今後、6町でまとまって一緒にやっっていこうということで、自治体DX戦略会議を今後進めていきますので、そこの中には企画振興課長と総務課長が入って、あと担当も入って、6町で話し合っていきますので、どれがいいのかということを決めていきながら、デジタル化の推進をしていこうかと思っております。

あと企画振興課の方で、回覧板の電子化の方も今進めておりますので、そこら辺のいろんなデジタルを使って、今後は普及していかなければならないというのは十分承知しておりますので、いろいろ考えてはいきたいと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 結構です。ありがとうございました。

河合議長 それでは、ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

十二分に休憩を取っていただくために、再開は午後1時より再開します。

(午前11時30分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

河合議長 それでは、午前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、一般質問を始めます。

万全の新型コロナウイルス感染症対策を。

現在、新規感染者数は減っていますが、第6波の拡大が懸念されています。9月議会では、子どもの感染者が出た場合、従来よりも検査対象者を広げるという

前進する答弁がありました。それをさらに拡大して、無症状感染者を早期に発見し、医療につなぎ、かけがえのない命を守るための施策として、希望する町民には町費での検査をするという方向に切り替えることを求めます。

自宅療養者を1人も出さなかったという和歌山モデルを参考にして、県レベルでの対策強化を県に求めるとともに、町民から自宅療養者を出さないための対策を今から練っていくことを提案しますが、いかがですか。

ワクチン接種の最新情報、一覧表でのご提示ありがとうございました。これについては、割愛したいと思います。

子どもへの接種については、親御さんの不安等があると思いますので、これについては、見解をお示してください。

子どもの心に寄り添った生理の貧困対策を。

本年度一般会計補正予算第2号で、7万2,000円の予算化はしたものの、今までと同じ、保健室で養護の先生に申し出て生理用品をもらうという形であることが分かりました。

米原市では、9月議会の一般質問で議員から提案された後、教育委員会が学校現場と協議をして、既に女子トイレに設置してあるという情報を得まして、11月22日、見学をしてまいりました。試しにやってみる施策ということで始められたのですが、約2か月たった現在の状況を聞きますと、学校現場からは、やめようという声は出ていないとのことでした。養護の先生に申告するというハードルは、子どもたちにとってかなり高いと思います。子どもたちの心情に配慮すべきではありませんか。トイレトーパーが普通に置いてあるように、生理用品もトイレに普通に配備することを再度求めます。

障害者の実態把握はどうなっていますか。

生涯を通して見守る体制整備を求めて、以下、質問いたします。

1つ、早期発見のための、節目節目の健診の受診状況はいかがですか。

2つ目、保育園、幼稚園、通所施設、小中高校、大学、そして、事業所をつなぐ体制の現状はどうなっていますか。

3つ目、自宅に引き籠もっている人の実態と対応策はどうなっていますか。

4つ目、専門機関との連携状況はどうでしょうか。例えば、発達支援センター、就労推進のための相談機関、医療機関などとの連携件数と、どのようなことを話し合ったり、解決に至ったかなどの説明をお願いします。

文書管理方法の改善を。

今までにも、設計図面がなかった、一部しか残っていない、これは豊郷小学校の旧校舎群のことですが、などという事例があり、今回は歌詰橋の設計図面がな

かったということで、耐震調査に混乱をきたしました。

町が管理している建造物において、設計図面のないものはどのくらいあるのか、報告を求めます。担当者が異動する際に、しっかりと引き継ぐ体制になっていますか。誰が担当しても分かりやすいようになっていますか。

また、談合裁判の参考にするために、落札率の分かる書類の情報公開請求をした際に、10年の保存期間を過ぎたので破棄したということもありました。

現代はデジタル化をすれば幾らでも残せるので、全てを永久保存にする時期に来ているのではありませんか。設計図面だけでなく、入札調書も含め、重要な会議録などを後世にきちんと示せるように、文書保存の徹底と改善を求めます。

樹木も財産との観点から、適正管理を。

街路樹、公営住宅、町管理の公園、豊郷小学校旧校舎群、学校敷地内などの樹木の管理体制はどうなっていますか。必要があるからの植樹だと考えますが、あまりにも枯れ木や雑然さが目立ちます。税金で植えた限りは、できるだけ長く生かすために、折々の見回りを徹底し、異常を発見したときには早めに専門家に相談して、被害を減らすことが大事ですが、見解を求めます。

プレミアム商品券発行の懸念は解消しましたか。

このプレミアム商品券については、予算化の提案説明があった全員協議会で以下のような懸念が出されました。どのように解消をされましたか。

1つ、販売実績と残数の報告を。これは全て完売したと先ほどお聞きしましたが、売れ残りの今後、これもつい最近完売したそうです。その経緯を説明してください。

プレミアム券制度そのものの見直しを。印刷代、郵送代、交換手数料など、250万円は無駄になったのではないのでしょうか。

4つ目、令和2年度に行った水道代基本料金免除の方が、公平感があり、手間もかからないのではないですか。

最後に、審議の調査とか、それから、委員会などの後に、「1万や2万を払えない町民はいない」という管理職の発言がありましたが、その発想を考え直すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の質問にお答えいたします。

私からは3つ、回答いたします。

万全の新型コロナウイルス感染症対策をということで、前段部分なんですけども、以前から申しておりますように、感染症対策は滋賀県が主体となって行っており、町

でできることが限られています。希望する町民ではありませんが、症状がある場合、かかりつけ医に相談すれば容易に検査が受けられるため、町費を捻出せずとも受診できる体制であることは変わりありません。

また、入院以外の療用施設、住宅療養は選択でき、強制ではありません。滋賀県でも民間ホテルを借り上げておりますが、一般の方と区切りが必要であり、1棟ごと借り上げるため、費用もかさむとともに、民間の経営上の問題もあると聞いています。

また、変異株としてオミクロン株が世間をにぎわせていますが、解明に時間がかかるようですので、その感染力を洞察していきたいと考えております。

そのような中で、自宅療養者を出さないための対策をとるのですが、専門家の方も言うておられるように、気を緩めず、うがい、手洗い、消毒、マスク、換気、この原則を守ることが一番大事とお話されております。

次に、文書管理の方法の改善についてお答えいたします。

町の施設のほとんどの図面は残っております。先ほど豊郷小学校を言われましたけども、豊郷小学校の図面はありましたので、報告させていただきます。

担当者が異動する際もしっかり引き継ぐ体制は、各課長から指示が出ていると思います。公文書は、豊郷町文書取扱規程によって保存年限が決められています。第26条の文書保存の年限は、特に定めのあるものを除き、次の5種類とするということで、(1)第1種、永年、(2)第2種、10年保存、(3)第3種、5年保存、(4)第4種、3年保存、(5)第5種、1年保存。

その中の第1種永年に属するものは、おおむね次のとおりとするということで、(1)町議会に関する重要なもの、(2)条例、規則、告示、訓令、達、指令の原議および関係書類、(3)郷土史の資料となるもの、(4)国または県の訓令、指令、例規、重要な通牒および往復文書で永年保存の必要のあるもの、(5)町の広報、(6)職階、進退、賞罰、身分等の人事に関する書類で重要なもの、(7)退職金および遺族年金、扶助料に関するもの、(8)褒賞および儀式に関する文書、(9)審査請求、訴願、訴訟および和解に関する重要なもの、(10)調査、統計、報告、証明等で特に重要なもの、(11)事務引継に関する重要なもの、

(12)予算、決算および出納に関する特に重要なもの、(13)財産、営造物および町債に関するもの(14)町税、徴収に関する特に重要なもの、(15)寄附受納に関する重要なもの、(16)認可、許可または契約に関するもの、(17)隣接市町村との分合に関するもの、(18)事業および事業計画に関する重要なもの、(19)工事に関する特に重要なもの、(20)原簿、台帳等で特に重要なもの、(21)原簿、簿冊目録、(22)法令に基づく各種台帳、(23)その他

永年保存の必要を認められるものが永年で残すことになっており、第2種の10年に属するものは、(1)町議会に関するもの、(2)備品の出納に関する重要なもの、(3)予算決算および出納に関する重要なもの、(4)補助金に関する重要なもの、(5)職階、進退、身分等人事に関するもの、(6)調査、統計、報告、証明等で重要なもの、(7)官報、県報、(8)原簿、台帳等で重要なもの、(9)徴税その他公租、公課に関するもの、(10)外国人登録に関するもので重要なもの、(11)その他10年保存の必要を認められるものとなっております。

文書をただ単に残すだけでなく、破棄し、大事なものだけを残していかないと、保存場所が増えていく一方です。現在、庁舎内の保存場所も手いっぱい不要なものまで永年に登録されておるので、見直しを行うところです。

また、デジタルも同じで、デジタルを残す場合にも、データの集約など手間が必要な上、サーバーが肥大化していきますので、それも問題ではないかと思えます。滋賀県では、永年をなくして30年保存に変更しているようです。このようなことから、全て残すというものは、ちょっと無理があると考えております。

次に、樹木も財産との観点からの適正管理をとということで、総務課管理の豊郷小学校旧校舎群の前庭の管理状況は、庭園の除草を年7回、剪定を10日、実施しております。中山道のツツジは、旧校舎の解体、保存のときに幾つか枯れ、または、枯れかかっています。そのツツジも復元したいと考えております。庁舎については、ツツジの植栽などを行いますので、適切に管理を行っていきます。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋直子議員の万全の新型コロナウイルス感染症対策をのご質問のうち、ワクチン接種の部分をお答えさせていただきます。

先ほどの日比野議員への答弁の繰り返しとなりますけれども、12歳以下の接種につきましては、現在、薬事承認申請がなされているところであり、詳細については未定でございますが、対象者の年齢が5歳以上12歳未満であり、また、追加接種を実施しつつ該当者への集団接種体制を確保することは現実的に相当厳しいと考えていることから、医療機関での個別接種を実施していただくよう、調整を行いたいと考えております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。



**教育次長** それでは、私の方からは、高橋議員の子どもたちの心に寄り添った生理の貧困対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

このご質問につきましては、令和3年9月議会補正予算にてご承認いただいた後、速やかに購入をし、各小学校、中学校に配布したところ、ありがとうございますという感謝の言葉をいただいております。

議員のおっしゃるトイレに設置をとということにつきましても、学校現場に確認しましたところ、トイレに設置することで自由に子どもたちが手に取ることができるという反面、管理や衛生面での課題もあるということで、現在は保健室にて管理をされています。

また、養護教諭に申告するというハードルは高いと感じている子どもたちの心情に配慮すべきではありませんかということにつきましては、子どもたちは必要に応じて先生に申告をしているということでした。

次に、高橋議員の樹木も財産との観点から適正管理をについてのご質問にお答えをいたします。

学校敷地内における樹木の管理につきましては、毎年、シルバー人材センターをお願いをして、適切な時期に剪定をさせていただいております。日々の見回りににつきましては、学校用務員や学校管理者が行っております。シルバー人材センターには対応しきれなくなった大木につきましては、専門の業者をお願いをしているところでございます。

以上です。

**保健福祉課長** 議長。

**河合議長** 森ちあき保健福祉課長。

**保健福祉課長** 6番、高橋議員の障害者の実態把握はどうなっているのかについてお答えさせていただきます。

①早期発見のための節目の健診の受診状況はについてですが、定期健診の受診の啓発や勧奨に努めております。乳幼児の健診の未受診はございません。

②保育園、幼稚園、通所施設、小中高校、大学、事業所をつなぐ体制はについてですが、現在、各校園では、幼児、児童、生徒が障害者として認定されているか否に関わらず、特別な支援を要する子どもについて、その保護者の同意を得ることを原則として、個別の教育支援計画を作成しており、この計画等に基づいて指導、支援を行っています。

また、特別な支援を要する子どもが進学する際も、保護者の同意を得て、個別の教育支援計画を進学先に引継ぎ、進学先での指導、支援に生かせるよう、体制を整備しています。

③自宅に引き籠もっている人の実態と対応策はについてですが、現状、ご家族やご本人からの相談があったときに、必要な支援につないでいます。また、地域の民生委員さんからの情報も一助となっております。

④専門機関との連携状況はについてですが、相談支援が障害者、障害児合わせて129人、うち、障害児につきましては27人、愛犬つくし利用者は3人です。

彦根市にあります障害者の就労支援機関である、働き・暮らしコトー支援センターの全体の登録者は858人。うち、豊郷町の登録者は36人です。

また、令和3年度、作業所も含め、就労につながったのは2人です。

令和2年度の発達外来のケースは新規2件です。

以上です。

地域整備課長

議長。

河合議長

岡村地域整備課長。

地域整備課長

樹木も財産との観点から適正管理をについて、ご説明申し上げます。

当課では、町道の街路樹について管理を行っております。毎年1回、アカシアの木の剪定を委託しております。場所については、町道豊郷停車場豊小線、豊郷病院前と町道スポーツ公園進入路線、スポーツ公園に向かう道路に植わっている街路樹になります。剪定を実施していただいた業者にアドバイスをもらいながら、適正な管理に努めていきたいと思っております。

以上です。

人権政策課長

はい、議長。

河合議長

西山人権政策課長。

人権政策課長

高橋議員の樹木も財産との観点から適正管理をの公営住宅の部分について、人権政策課からお答えいたします。

公営住宅の敷地内の樹木については、定期的に剪定作業を行っておりますので、適正に管理できていると認識しております。

以上です。

産業振興課長

議長。

河合議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

高橋議員のプレミアム商品券発行の懸念は解消したのかのご質問についてお答えいたします。

①の販売実績と残数についてですが、11月30日までの販売数が3,423冊で、残数が2,577冊です。

②の売れ残りは今後どうするのかについてですが、12月4日の土曜日に残数の特別販売を実施し、完売いたしました。

③のプレミアム券制度そのものの見直しについてですが、プレミアム商品券を発行するに当たり、商品券の印刷費や周知のためのポスター、チラシの作成、また、換金に関する手数料など、必要な経費を計上しております。

④の令和2年度に行った水道料金基本料免除の方が、公平感があり、手間もかからないのではないかについてですが、今回実施しましたプレミアム商品券の発行については、町内事業所への支援と地域経済の活性化を促進するために、経済対策として行ったもので、水道代基本料免除は生活支援であり、町内事業者への支援という観点からしてやっている施策とは全く趣旨が違うもので、施策として比べる対象にはならないと思います。

最後に、1万円や2万円を払えない町民はいないという発言があり、その発想を深く考え直すべきとありますが、私は、全員協議会のボイスレコーダーを聞きなおしましたが、そのような発言はしておりません。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質問どうぞ。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、まず、万全の新型コロナ対策についてお尋ねします。

相変わらずの県が県がという答弁でしたけれども、自主的にやっている自治体は本当にあるわけなんですよ。なぜそれを参考にして、わが町でもということにならないのかというのが不思議なんですけれども、その後も、こういう発想について協議、どんな回数、どんな場所でなされたのかを、私は一般質問で出しましたけれども、きっと課内で管理職会議等できっと論議なさっていると思うんですけども、本当に早期発見、安心して医療が受けられるという点では、この和歌山方式というのは、優れた実践ではないかなと思います。

県レベルですけれども、町レベルでもやっているところはやっています。そういう検討を、どんな会議でやったのかを教えてください。

それから、今おっしゃったのが、オミクロン株などについては今後解明していく云々がありましたけれども、とにかくこの感染症というのは、今までに経験したことがないんです。だから、何かあったらバタバタとするんじゃなくて、例えば、オミクロン株についても、もう国内で3人目の感染者が発生していますよね。今までモグラたたきの要領で、発症者が出たら近辺にいる人だけ取りあえず検査して、そして、もたもたしている間に拡大につながってしまったという実態があります。

和歌山、この場合は囲い込み方式という名前で表現してはりますけれども、ど

ら、人流抑制とか保健医療行政がスムーズにいったとか、この知事さんの発言で、リーダーシップとしてこういう人もいるんだとびっくりしたんですけども、国の方針に従順に従っているだけでは県民の命を守れないという信念に従ったという発言も聞きました。こういうリーダーシップこそ、こういう緊急事態には必要ではないでしょうか。そういうことを思わないのかどうかについて、お尋ねします。

そして、野尻技監という方を中心に保健所体制をきっちりやったものですから、

そして、自宅療養については、もちろん本人のご希望とかがあるのは存じ上げています。いわゆる自宅放置になった例が、新聞やテレビ等で散々私たち見聞きました。そういう事態を招かないための対策、これも大事ではないでしょうか。よろしくをお願いします。

それから、ワクチン接種については、本当に小さな子どもたちが対象になりますので、親御さんの不安というのは大きいと思います。どのような体制を取っておられますか。そういう不安に対しての体制づくりを教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

9月議会以降の協議は何回、内容はどうだったのかということなんですけども、9月以降、もう収束されてきまして、コロナ対策をどうしていこうかという協議はしておりません。一般質問でこうやってありましたので、そのときに、町長と僕が協議をしております。

オミクロン株につきましては、解明されるのに時間がかかるようですので、その感染力を今後注視していきたいというふうにお答えただけでございます。

あと、町長は、リーダーシップを発揮されていると思います。

自宅放置につきましては、これにつきましては、入院施設と療養施設がいっぱいになったときに発生するものでありますので、今後、また滋賀県が考えるべきものだと考えております。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質問にお答えいたします。

保護者の方の不安を取り除くための体制づくりをということですけども、ま

だ現時点で、薬事承認の方が下りておりませんので、まだ、現時点で子どもさんに接種はできないという状況ですので、今後、薬事承認がおりて、接種体制を確保する段階で、接種に関しての広報なりは努めていきたいというふうに考えておりますし、先ほど、日比野議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたけれども、集団接種だと、やっぱり医療機関ではないという部分で不安が大きいかなという部分も考えておりますので、できる限り医療機関で接種できるように調整の方をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、リーダーシップを十分取っておられる町長にお聞きします。

本当にこういう感染症というのは、今回の件だけではなく、今後どんな菌が、菌じゃないですね、ウイルスが発生するか分からないわけですよ。だから、発生した、ああどうしましょうじゃなくって、今からこういう場合にはこうしますとか、もう本当に感染したかもしれない人たちには、不安がっている人には、そして、目に見えないものですから、無症状のまま感染を広げていくということもあるわけですから、本当に真剣に、早めに発見するための対策は取るべきではないかと思うんですけれども、再度、町長にお聞きします。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、高橋議員の再々質問にお答えします。

おっしゃるとおり、早期発見して早期に対応すると、まさしく保険者機能のあるところがそういう形でやる、ましてや、県でしっかり保険者機能を充実していただく、そういうことをしっかり県の方に要望をしております。

以上です。

河合議長 高橋議員、次の質問に行ってください。

高橋議員 それでは、子どもの心に寄り添った生理の貧困につきましてお聞きします。

先ほど、考え直すおつもりはないようなふうに、私は受け取りましたけれども、本当に子どもたちが、じゃ、7万2,000円も予算化して、すごいたくさんの子、1人や2人の子じゃない対象者の数をストックしはったと思うんです。ということは、これは使われなかったら宝の持ち腐れになるじゃありませんか。もしかしたら、そういう体制になっている、まず、聞きます。子どもたち、また、保護者は、こういう体制を教育委員会が取ったということはご存じなんでしょう

か。どのような形で知らせましたか。

米原の場合は、わざわざは知らせませんでした。そこに置いておくと、利用する子が利用するという、そういうやり方をやっておられます。

いずれにしても、保健の先生の机なり、どういうところで保管なさっているかわかりませんが、そこに置いておくだけでは意味がないと思うんです。本当に今、全国、県の調査を基に、私は6月からずっと質疑しているんですけども、4人に1人は本当にそういうものを入手するのに困ったというアンケート結果がありますし、県立高校においてはもう本当に既に配備するという事は決まっているんです。じゃ、なぜ、小中学校はわざわざ先生に、「あの一」と言って、保健室のドアを開けて、申請しなければいけないのかなと思います。そこら辺を、もっと真面目に子どもの立場に立って考えていただきたいなと思います。

教育委員会がイニシアチブを取るということの大切さを伝えたいんです。

そして、先ほど、管理衛生上云々とおっしゃいました。もう本当に子どもが何しでかすかわからないという、そういう視点で見ているというのは、子どもに対して本当失礼やと思うんです。万が一、何かの現象が起きたときには、そこから教育が始まるんじゃないでしょうか。そういうことも、健康と衛生面、両立するような方法、そっとトイレに置いておく。この方法を再度、提案します。

そして、米原も初めからやりなさいという感じで、上意下達で教育委員会が学校現場にやったんじゃないかって、ちゃんと協議をして、そして、試しにやってみようかということになって始めておられます。私たちの町も、せめて試しにやってみるところまで踏み出していきたいんですが、いかがでしょうか。

教育長 はい、議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんの質問の中に、教育委員会が学校現場と協議をしてこう決められたと。私たち豊郷町でも、学校教育現場と相談して協議して決めました。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 ということは、保健室での形を変えられないのは、学校現場の責任だというふうに受け止めるしかないんですけれども、その捉え方でよろしいでしょうか。

教育長 はい、議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

そういった責任問題の云々という事案ではないと捉えております。

以上です。

河合議長 高橋議員、次へ行ってください。

高橋議員 はい。それでは、障害者の実態把握についてお尋ねします。

いろいろ今、現在進行形の数値を示していただいてありがとうございました。今、国は一生涯通してつながっていく、そういう支援計画をとということでやっておられますよね。身体的なものとか、分かりやすい障害の現象をお持ちの方は対応がしやすいですけれども、私は、今回、知人で本当に発達障害をお持ちで、仕事を途中で辞めちゃったと。それから、どうやってこの子にやる気を出さす対策を取ったらいいのか分からないと悩んでおられる親御さんを知っているわけなんです。

先ほども言いました、保育園から学校機関に関わっている間は、いろいろ、そういう支援計画も一生涯通してつくりなさいという時代になっていますから、気づくチャンスが多いんですけども、途中で学校をやめちゃったりとか、もともと学校に行かなかったりとか、そういう方々が、なかなかうまく社会に合わすことができなくて、苦勞してはるわけなんですよね。それを、私たちの町の場合は、人数も随分少ないみたいなんですけれども、そういう方々が、しんどいんだよと悩みを訴えに行ける場所は、今のところどこになって、どんな体制でフォローをなさっているのかというのを教えてください。

それから、専門の方々につながっていくということも大事かと思うんですけども、一番身近にあるのは、つくし教室とか、それから広域の組合の中に心理判定員の先生がおられるとかお聞きしましたけども、そういう方々が、とにかくまめに対象の方や子どもたちのところに通って相談を、フォローアップして、次につながっていくという体制を取っていただきたいなと思うんですけども、現場をご存じの担当として今はどんな悩みがあるかとか、どういう組織をつくろうとしているかとかを、この第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画などに照らし合わせて、報告をしてください。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員の再質問にお答えをさせていただきます。

どこで相談できるのかということですが、現在のところ、豊郷町としては位置づけが隣保館になっているのかなと思います。

まず、周りから支援したいという気持ち、現場の方でも支援したい気持ちというのはすごくあるんですが、何よりも、ご家族やご本人さんの気持ちが大切になってきます。まず、相談していただける、いただきやすい体制をつくっていくのが一番なんだろうなと思っています。関係機関が連携しまして、寄り添った対応に心がけているところです。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、高橋議員の再質問で、愛犬つくしと発達相談支援事業に関しましてですけれども、この点に関しては、健診等で、その時点で障害があるかどうかという判断の方はできないんですけれども、この子については一定支援を必要とするんじゃないかなという部分に関しては、個別指導でつなげさせてもらっております。

個別指導については、月1回とか、子どもさんの状況、あと、通園されていたりとか、学校の方に通われていたりとかいう状況もありますので、その本人さんの状況とご家族さんのご都合に合わせて、月1回とか、2か月に1回程度、指導の方をしていっているというのが現状としてありますので、それは引き続きやっていきたいなというふうに思っております。

一番の課題としては、やはり保護者さんの障害の受容というのが、一番今後課題になってくるのかなというふうには考えております。

正式な医療を受けて、確定的にこの子どもさんは発達障害ですよって診断を受けない状態で、指導の方を続けていくんですけども、保護者さんが、いや、うちの子は大丈夫ですと言われると、うちとしても手の施しようがないという言い方はおかしいですけど、うちもちょっと手出しができない状態になってしまって、小学校に行って、本来であれば特別支援学級で一旦入った方がこの子についてはいいんだろうなという子どもさんでも、保護者さんが、いやいや、通常学級で行きたいと言われると通常学級に入らざるを得ないというのは、以前であれば就学指導委員会というのがありまして、就学指導委員会で特別支援学級相当となればもう特別支援学級に強制的に入るといった形になったんですけども、もう最近についてはあくまでも就学支援委員会と名前の方も変更しておりますし、就学支援委員会で養護学校相当、特別支援学級相当というのがあっても、保護者さんが、いやいや、うちは普通学級でお願いしますと言われるれば普通学級に入るといった状況になるので、どうしても保護者さんの同意がなければ、先ほども森課長の方が答弁したとおり個別支援計画の方も作成できませんので、そう



なると、中学校までは小中同一教育委員会の中なので連携は取れるんですけども、高校進学、大学進学ってなると、一旦そこで支援の手が途切れてしまうというのが現状としてありますので、いかに保護者さんの障害受容を促していくかというのが今後の大きな課題かなというふうには、医療保険課も保健福祉課としても、課題としては、認識しております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、現状を教えてくださいんですけども、自宅に引き籠もっている人の体制としては、民生委員さん等もご活躍いただいているということなんですけれども、そういうケースで、うまいこと関係機関につなげたというケース等はどのくらいあるのかを教えてください。

本当に何らかの支援とか、関わり、そして、就労への希望などが見えてきたら、乗り越えられる人もたくさんいると思うんです。そういう人により関わっていくというのは担当課の仕事かなと思いますのでお答え願いたいのと、20年ほど前は保育園の現場に担当課の職員の方とか保健師さんとかが一緒にお見えになって、生でその子どもたちの様子を見るとかいう体制もあったんですけども、最近は保育園、幼稚園、学校も含めてお考えいただきたいんですけど、そういうフォロー体制が、どの程度行政が関わってくださっているのかというのを教えてください。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

ひきこもりの情報ですが、地域の民生委員さんからということですが、年間1件程度です。実際にそういうサービスにつながるかというとそうではなくて、例えば、就労支援員さん、こういう機関、役場の方にはこういう就労支援がありますよとか、そういうサービスの情報を提供することにとどまっております、そこから作業所につなぐとか、そういうところまではまだ至っておりません。

以上です。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問で、先ほど保育園幼稚園等に先生方が行かれて、実際の

に見ておられるかという話がありましたけれど、就学支援委員会でリストで上がったお子さんにつきましては担当者がそれぞれ分かれて行って、お子さんをつぶさに見て、そしてまた専門の方にどういった支援がいいのかというご助言もいただいている実情でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 高橋議員、次の質問に行ってください。

高橋議員 はい。文書管理方法については、私の聞いたことよりも、今、10年がどうのこうのという説明がほとんどだったんですけれども、設計図面のないものはもうないと思っていたらいいんですか。

それが1つと、それから、聞き方がうまくいってないのかもしれませんが、つまり、前回、十数年前に談合裁判の入札関係の資料を要請したときに、もうないんだとおっしゃいました。しかし、契約関係の物とか工事関係の物とか、そういう物はやっぱり残すべきものというふうにおっしゃったように思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、私、取りあえず1つだけ、今日、知りたいのは、豊郷小学校の旧校舎群の設計図はありましたとおっしゃいましたよね。ずっと欠けていると。全部そろってないということで、豊郷小学校裁判のときに、森野設計が出した書面等ではそうだったんです。いつ出てきたんでしょうか。

私の記憶では、寺田教育長の時代に、今回潰しました旧教育委員会だった、あの施設にありました、段ボールの中に入った設計図面があったんです。それは全部はそろってなかったんですよ。そして、何とそこにはちゃんと朱肉でもって判こが押されている、そういう資料でした。今思うと、あれはもう、今、町史の編さん等なさっていますけれども、すごく文化的な価値も高い設計図面ではないかと思います。その図面があると思っていたらいいのでしょうか。教えてください。

デジタル化をすればという提案をしたんですけれども、今までは本当にたくさん書類を倉庫に積まなきゃいけないから大変だったと思うんですけれども、スティックなり、フロッピー、フロッピーと言いませんよね、今、CDなどに焼けば、もうちょっとは保管すべき書類も増えてくるのではないかなと思うんです。

度々、私、話題にしていますけれども、子どもたちの環境をよくするために校園長会議というのが度々開かれていますけれども、義務じゃないからということで記録を提示してもらえないんです。そういうのもやっぱり大事な書類ではないかなと思うんですけれども、そういうことも含めて、もう少し残せる資料は残す

という方法に切り替えていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

まず、施設の図面があったのかということなんですけども、教育委員会と人権政策課に確認しましたところ、全ての建物の図面はあるということでしたので、そうお答えさせていただきました。

次に、豊郷小学校旧校舎群の図面なんですけども、旧校舎を改修するとき、僕、担当だったんですけども、酬徳記念館の階段を上った左側が倉庫になってまして、鍵がかかった棚があったんです。それを、鍵屋さん来てもらって、鍵を開けてもらったら、段ボールの中に昔の図面がありまして、すぐさまヴォーリズ建築事務所さんで見させていただいて、当時、話を聞いてますと、豊郷小学校と町役場に一部ずつ渡したという記録が何かあったみたいなんです。その一部、それが出てきたということでございます。さっき言うてくれてましたように、ヴォーリズ建築の赤の判が押してあるやつが出てきたということ。はい、ほとんどありました。ということで、確か、ちょっと記憶が定かじゃないですけど、教職員の宿舍の図面も、確かあったような気がします。

あとデータのことなんですけども、データというのは、なかなか難しいもので、口で言うのは簡単なんですけど、例えば、スマホで写真をぎょうさん撮っていくとデータがいっぱいになってしまって、スマホが動かなくなってくる。データがいっぱいになるとパソコンも動かなくなってくるのと一緒のことなので、全部を全部残すというのは、手間も要りますし、整理も要りますし、サーバーが肥大化するということなので、適切に文書と同じように処分をしていかなければならないというふうに考えております。

建設関係のものは、教育委員会と人権政策課と総務課、聞きましたところ、全部残っているということですので、そうお答えさせていただきました。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 結構です。次行きます。

河合議長 はい、次、どうぞ。

高橋議員 樹木も財産ということでお尋ねしました。一応、まるで私はほったらかしにしてあるとは言っていない。けれども、本当に草ぼうぼう状態というのが目につく実態はあるんです。そして、シルバー人材センターへの委託と専門業者にも頼んでおられるとおっしゃいました。

今回、シルバー人材センターの方に、どの程度の作業をお願いされているんですかと聞きましたら、手の届く範囲を言わはったかな、ちょっとはしごをかけて、手の届く範囲ぐらいは自分たちが受けているけれども、旧校舎群の正門の大きな大きな木などは専門業者にしかできないから、自分たちはあれは管理対象とは思っていないという返事だったんですけれども、ああいう大きな樹木に関しては、じゃ、どこがどのような頻度で、剪定なり、木が病気にかかってないとか、そういうことを見て回っておられるんでしょうか。

大きな木と言いますと、三ツ池の中にある公園なんかにも大木あります。豊栄のさともあります。そういうのは、どこにどのような形で委嘱をされているのか、教えてください。

そして、公営住宅につきましては、上枝団地はちょうど中山道に沿ってまして、樹木というか垣根みたいなのが植わっています。そういうのも、どのような頻度で剪定作業をなさっているのかを教えてください。あそこは交差点ですので、見通しが悪くて困るんだという声を聞いたこともありますので教えてください。

それから、ただ切ったらいいだけじゃなくって、病気にかかっているかどうかなどは、樹木医というんですか、そういうところに関わるべきかと思うんですけれども、そういう発注をしたことがあるかどうかについて、教えてください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再質問にお答えします。

旧校舎に入って大きな木というのは、クスノキのことを言っているのかなと思うんですけれども、クスノキにつきましては、豊郷小学校改修のときに、覚えておられると思うんですけれども、記念館と講堂のところに木が植わっていて、それを木を伐採、根から取って、講堂と記念館をきれいに見せるときに、いろいろ議論されたと記憶がございます。そのときに、木の樹木医ではなかったですけども、植栽の専門家の方に来ていただいて、庁舎をぐるっと見てもらった記憶がございます。

そのときに、クスノキも一緒に見てもらったんですけども、豊郷小学校旧校舎群のクスノキはきれいに管理がされていて、あまり病気になってないということ、そのときは言われておりました。クスノキについては、定期的な剪定は要らないということでしたので、このままでも大丈夫だと思っております。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の質問にお答えいたします。  
公営住宅、今、先ほど言われました上枝団地の中山道沿いの垣根の木につきましては、年3回、時期を見て、剪定させていただいております。  
以上です。

教育次長 議長。  
河合議長 馬場貞子教育次長。  
教育次長 高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。  
社会教育課の管理する木なんですけれども、桜の木が体育センターにあるんですけれども、そちらにつきましては入札をさせていただいております。  
また、幼稚園にありますケヤキの木につきましても、契約をさせていただきまして剪定をさせていただいております。  
以上です。

地域整備課長 議長。  
河合議長 岡村地域整備課長。  
地域整備課長 高橋議員の再質問にお答えいたします。  
確かに、当課が管理する街路樹につきましては台風等で倒木して枯れている、枯れているというか、倒れてしまった部分もあるかと思えます。当課の発注につきましても剪定のみになっておりますので、今後、剪定された業者にアドバイス等をもらいながら適正に管理していきたいと思っております。  
以上です。

河合議長 再々質問はありますか。  
高橋議員 はい。  
河合議長 高橋議員。  
高橋議員 ほかに、豊栄のさととか、児童公園等もお聞きしましたので、それを教えてください。どんな頻度で。やっているのか。専門家に相談というのは、どんな専門家なのかなど、教えてください。  
それから、吉田秦荘線の街路樹というのもサザンカが植わってるんですけども、今回、突然出てきた路線のことなんですけれども、あそこは、過去において滋賀における街路樹という本で紹介してありまして、景観がたたえられていた場所なんです。でも今はその見る影もない感じですし、本当に植えるイコールちゃんと景観が保てているようにというのが本来の管理の仕方かなと思うんですけれども、地域整備課としては、あそこの町、吉田の南側の路線などの街路樹については全く意識にない状態なんじゃないでしょうか。教えてください。  
そして、以前は豊郷小学校の旧校舎群も日栄小学校も、剪定の費用というのが

予算化されて、100万近くだったかなと思うんですけれども、専門の方が定期的に手を入れてはったので、景観を保っていることができてきたんですけど、今は、学校の先生とシルバーさんをお願いしているみたいなんですけれども、専門の業者に発注するのと、そういうシルバーさんなどをお願いするのでは、何かあったときに業者がちゃんと入札行為して仕事を取っていたら、後の責任まで取ってくれるそうなんです。でも、シルバーさんにそこまで責任を問うのは大変だと思うんですけれども、桜の木にしても、樹木の勢い、樹勢というのがないなあとか、そういう声も聞きますので、どうやったら私たちの財産がきちんと守られるかというのを、もう一度お尋ねします。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再々質問にお答えをいたします。

言うててくれやったのは、吉田秦荘線のとこの辻かなと思うんですけれども、それにつきましては、私どもの雇っております見回り隊の方にも草刈り等の管理していただいておりますし、字で管理をしていただいております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

申し訳ございません、ちょっとさとの大木とおっしゃられるのが、どこのことをおっしゃられているのか、ちょっと思い浮かばないんですけれども、さとにある木につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、シルバー人材センターで適切にいただいておりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 高橋議員の再々質問にお答えします。

三ツ池の、多分児童公園のことを言うててくれはるんやと思うんですけれども、昨年、一昨年になりますけれども、区の方から、側溝等に落ち葉が詰まって清掃活動が大変やということで、大変区としても苦慮しているということでございましたので、その木については人権政策課の方で業者に伐採してもらった経緯がございます。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 高橋議員の再々質問にお答えします。

樹木の管理をシルバーじゃなくて、専門家にしてもらった方がいいんじゃないかということなんですけども、シルバーはシルバーさんでちゃんと頑張っておられますので、適切に管理していると思います。

以上です。

河合議長 次の質問をしてください。

高橋議員 はい。

河合議長 残り時間40秒です。

高橋議員 はい、分かりました。

先ほど売れ残りは完売したということなんですけども、2,577冊は、あの土曜日、5日でしたか、土曜日、1日でこれだけ売れたということなんですか。

そして、ということは、町民の隅々まで、これは行き届かなかった。1万、2万といえども買うことができなかったという方がいらっしゃるということになりませんか。

それから、記録にはなくても、私は声かけました、買えない人も出てくるんじゃないかと。そういうことありましたので、お伝えしておきます。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。答弁してください。

産業振興課長 売れ残った分に対しては、12月4日の土曜日に1日で完売いたしました。今、買えないとか言わはった人がいると。

河合議長 全戸に配るものではと。

産業振興課長 全戸配付については、11月末までに世帯全員にお配りというか、引換券をお配りさせていただいて、購入していただく人については11月末までで販売の方をさせていただきました。

河合議長 はい、答弁、終わりましたか。

産業振興課長 はい。

河合議長 下がってください。

次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 はい。10番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず、後年度負担をつくらず、地域経済循環型の町政運営をとということで、町長にお尋ねいたします。

豊郷町は平成の合併をせず、今日まで自立の町政を歩んできました。小規模自治体ということで、国や県の制約もありますが、しかし、令和3年度当初予算の一般会計や特別会計、公営企業会計などを合わせると、70億円を超える町財政規模です。この公共財源を町内で循環させ、町民所得の拡大、消費拡大、地域中小企業、自営業、農業などの地域経済循環に使えることが、これからの地方公共団体の役割だと考えます。

この間、自公政権は、小さな政府、官から民へという新自由主義経済を進めた結果、公的医療の縮小、保育、介護労働者の賃金抑制などを進め、公務員削減も実施しました。

しかし、町職員が地域の実態をつかみ、地域のリーダーとして必要な施策や地域密着型公共事業などを実施することが、今後大事です。そのためには、職員の新規採用も増やすべきと思います。そして、町の借金を増やす、政府の進める交付金事業についても後年度負担をつくらないという観点から、慎重な対応が必要です。来年度予算編成時期でありますので、伊藤町政はどう考えているのか。まず、見解を伺います。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質問にお答えします。

後年度負担をつくらず、地域経済循環型の町政運営をについてお答えします。

職員の採用については、毎年採用を目指しております。しかしながら、なかなか応募がない、または少ない状況です。特に保育士、技師、保健師については、なかなか厳しい状態が続いており、どこの市町も苦慮しております。また、現在、追加募集として、一般職、保健師、技師、社会福祉士、保育士を募集しております。

今後の大きな事業としまして、次の事業を予定しております。

歌詰橋橋梁補修補強第2期工事、補償工事、吉田愛知川線、吉田秦荘線拡幅工事、法養寺線拡幅工事、旧校舎改修設計等工事。小学校のLED化改修工事、耐力度調査によりますが中学校の大規模工事がございます。これ以外にも出てくる可能性はございます。交付税のある起債を適切に積み上げておりますので、そこで対応できると予想しております。

しかし、財政調整基金は減少傾向にあります。国土強靱化、防災面での事業が多く、それも落ち着いてきますので、基金が増加に転じると予想しております。



また、民間の起債の繰上償還も行っていることに加え、他の基金への積立ても行っていますので、財政面でも努力しています。

また、事業については、補助金がないか、起債対象にならないかなど、総務課から担当課に問合せして、模索しながら頑張っている状況です。

以上です。

**河合議長** 今村議員、再質問。

**今村議員** はい。

**河合議長** どうぞ。

**今村議員** 私が今回提案させていただいていますのは、これまで伊藤町政始まってこの間、地方行革とって、国の地方行革で、地方分権改革推進法の中で、頑張る地方応援プログラム。これは役場職員の定員管理や、また、効率化、官から民へと。こういったいろんなことの成績、成果で、それを国が測って、それに対する地方交付税の算入もするという、こういったやり方をやっておりますが、私は、こういったものを今、見直していかなくてはいけない時期に来ていると思うんです。

今、普通会計の町債、合計約20億円以上あります。また、上下水道、前町長時代に長期計画を単年度に縮めてやったおかげで、25億以上あります、まだ。こういった後年度負担を抱えながら、しかし、こういった中で、役場の職員がその専門性を生かして、非常に町民に希望を持てるような町行財政を実施していくということが、これからの豊郷町には求められています。応募がないとか、追加募集もしなきゃいけないとか、それは豊郷町のイメージが、はっきり申し上げて悪く取られてるんじゃないかと心配します。

今、公務員バッシングが多いですけど、やっぱり地方公務員がしっかり働いていただいてこそ、みなさん、地域の住民も安心して暮らせるし、そのサービスを受けながら、豊郷で住んでよかったなと思われる、こういった自治体づくりをするためには、これまで伊藤町政がやってきた、国の言いなりの、こういった状況、行革路線、これは転換すべきだと。だから、新規職員も増やして、若い職員にいっぱいいろんなことを経験させていく。失敗もありますけど、そういった中で、どういう豊郷をつくっていくのか。そういったことについて、再度伺います。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、今村議員の一般質問にお答えします。

おっしゃるように、しっかりと行政運営させていただいております。

まず、町民の安心、安全が一番大切でありますので、このように庁舎を耐震補強し、災害時のときにしっかりと対策本部ができるようにということで、長年の

課題を解決したと思っています。

私は絶えず言っておりますように、豊郷町総合計画の下に、皆さん方に承認していただいたものを基本に、5つの健康、町民の健康、そして、地域の健康、施設の健康、職員の健康、財政の健康、以上を目標に努めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

河合議長 今村議員。

今村議員 次、行きます。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 町長の見解は分かりました。

続きまして、町介護保険事業を問うということで、町長にお尋ねいたします。

豊郷町で、必要なとき安心して介護保険サービスが受けられる制度にしているために、以下の質問を行います。

1番目、第7期豊郷町介護保険事業令和2年度決算では、決算剰余金と準備基金の合計が約5,200万円ありましたが、この金額は第8期介護保険料の引下げには3年間で幾ら使う予定にしているのか、説明してください。

2番目、第8期介護保険事業1年目が3分の2ほど経過いたしますが、令和3年度の総給付費見込額に対して直近実績は計画の何%ですか。

3点目、要支援要介護認定者で利用料が払えず、サービス抑制をしている認定者はどのくらいいらっしゃいますか。また、介護保険料の滞納者は何人いますか。答弁を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の町介護保険事業を問うのご質問にお答えいたします。

まず、1番目の決算剰余金及び準備基金の合計約5,200万円を第8期の介護保険料の引下げに3年間で幾ら使うのかについてですけれども、こちらにつきましては、令和3年3月議会の全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、第8期の介護保険料の財源として、基金を3年間で2,500万円投入することとしております。

なお令和2年度の繰越金2,714万2,143円のうち、2,083万1,902円については、国、県診療報酬支払い基金への返還金となりますので、精算後の剰余金は631万241円となりますが、こちらにつきましては、保険料の還付金に一部を活用した上で、その残余を基金に積立てた上で、第9期の介護保険料事業計画に活用していくことになります。

2番目の令和3年度の直近の給付実績につきましては、標準給付費全体のうち53.32%となっております。こちらにつきましては、12か月分のうち7か月分となっております。

3番目の利用料が払えずにサービスを抑制している認定者についてですけれども、サービスを利用する際に、本人が支払い可能な額をケアマネージャーが把握した上で必要なサービスを調整することから、過度の抑制をしているケースはないと確認の方をしております。

介護保険料の滞納者については、11月末現在で28名となります。

以上です。

河合議長 今村議員、再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 基金充当部分というのは、3月議会で2,500万相当というような話がありました。しかし、私は、このお金は、今後増えていくと思っています。ですから、私は、やはり今本当に必要な介護保険事業に対する受皿として、受けやすい制度にしていくためには、やはり第8期の途中でも、介護保険料の引下げも、実態に即して引き下げるということも考えるべきじゃないかと思います。それを一点、言うときます。

そして、2点目の介護の標準給付額、私、地域支援事業費の方も聞いたかったんですが、半分ですよ。大体、その話でいくと。今年度も少ないんだというのが分かりました。

3年度見込みが、標準給付費が6億5,000万でしたよね。だから、そういう中で、3分の2ぐらいが終わって半分しかいかないということは、やはりまた、これから冬にかけてコロナ対策も始まりますので、ますます給付費と実態は合っていないやなど、計画は、思いますが、この点に対して、どう思っておられますか。

それから、過度な認定者のサービス抑制はしてないというお話ですが、それでは、今、要支援要介護認定者が400人弱いらっしゃいますよね。認定者のサービス平均受給割合って、それぞれの段階で受けられる金額が決まっていますけど、ケアマネさんは何%でそれをしているんですか。平均で結構ですから、出してください。

そして、介護保険を滞納になっておられる方が28人もおられる。こういった方は、実態として、払えないのか、それとももう利用する気がないのか。どういう形でそういう人たちを介護保険制度から、国はこれは資格証明書にして、保険

を受けたかったら10割給付せえともう言うてますから、そういう国保と同じ扱いをしようとしているんですが、今後、豊郷はどういう方向で考えているのか、説明してください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

積立金は増加するというところで、年度途中でも引下げということですが、こちらにつきましては、ちょっと記憶が定かでなく、恐らく去年の9月議会でお答えさせていただいたかと思うんですが、平成12年1月26日付の厚生省の老人保健局、介護保険制度施行準備室長の通知の中で、中長期の財政計画というのがありましたけれども、そちらの方でも説明させていただきましたけれども、年度途中の保険料の変更についてはあまり好ましくないというのがありまして、保険料算定時に給付見込みを問うよりも、実際の給付額が大きく上回る場合と、3年間同一の保険料率を用いることが財政運営上支障が生ずると見込まれる場合については、中期財政運営期間中であっても保険料率を変更することが適当であります。

ただし、年度途中における保険料率の変更は、基本的にできないものと考えておりますという、国の方から出ておりますとおり、基本的に、例えば、介護保険料を見込んでおりまして、給付がこちらの想定以上に伸びた場合、保険料財源が足りないの、貸付金を借りると同時に保険料を上げさせていただいて計画をする場合は、上げてもいいよというふうには書いてありますけれども、基本的に、給付が計画を下回っている場合は、当然安定的に経営ができていくということになりますので、保険料は引下げないということになりますので、こちらの方はご理解いただければと思います。

6億5,000万の給付費の今後の見通しですけど、以前3月議会で介護保険第8期の事業計画を策定した際に、給付の伸び率はかなり抑え気味に策定させていただきまして、そちらも今村議員からもお褒めの言葉をいただけたというふうに記憶はしておるんですけども、こちらにつきましては、想定以上に給付費が伸びていないという現状の方がありますので、コロナでの利用控えのところの影響も出ているとは思ってはおりますけれども、ただ、施設で介護医療院の入院が今まで1名だったんですけども、こちらが今4名増えました。

医療院につきましては、1人当たりの給付がおおむねひと月で40万程度増えてまいりますので、こちらが1年間に換算すると1,000万以上増えてまいりますので、最終的に、もう少し、今後は伸びていくのかなと。

冬になりますと、一旦11月の給付、審査分の給付実績が昨日届きまして、確認はしてたんですけども、これまで5,000万円を超えていなかった給付費が、5,200万円の給付の方が来ておりましたので、こちらにつきましては、計画は策定はしておりますけれども、なかなか読み込めない事情もありますので、その点はちょっと一旦ご理解をいただければなというふうには考えております。

サービス抑制の400人のうち、サービス、1人は要支援ごとかな、段階ごとのサービスがどの程度使われているかというのは、今、ちょっとその辺に関しては手元に資料がありませんので、お答えできないので、申し訳ございません。

あと、滞納者の方につきましては、払えなくて払えない、払うことが難しいので払えない方につきましては、現時点で分納誓約を結ばせていただきまして、ざっとですけども、20人ぐらいの方は、分納誓約を結ばせていただいて、今年度中に完納できる方が4名ほどおられるとっております。あと、生活保護を受給前に滞納されてて生活保護になられた方につきましては、当然執行停止の方かけて2年なければ、もう当然不納欠損で落としていくという作業に今後なろうかというふうに考えております。

あと1名、普通徴収で滞納されている方がおられるんですけども、こちらの方につきましては、私は一生使わないので払わないという、頑として払っていただけませんでしたので、今年度、1名の方に関しましては、少額ではありましたが、一部差押えの方を実施させていただきました。

保険料が払えていない方については、以前も1人おられましたけども、保険料の方をずっと滞納されていまして、いざ施設に入る際に10割給付になりますよということがあった際には、全て保険料の方は完納していただきましたので、払える方については、当然払っていただきますし、払えない、払うのが難しい方については、分納してでも、最終的には全て納めていただかないと、全て払っていただいている方と不公平感が出てきますので、その点については、今後も滞納整理の方は、積極的に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 再々質問で、課長に一言だけ。この制度は、非常に私は不公平な制度だと思っておりますので、払いたくても払えない、こういった方々がサービスが受けられる、そういったことに、もう少し力を入れてほしいと思います。答弁要りません。

次に、行きます。

河合議長

はい、どうぞ。

今村議員

続きまして、次は、旧豊小群の活用について。町長、教育長にお尋ねいたします。

町は登録文化財の旧豊小群について、指定管理者制度導入を検討していますが、管理運営でメリット、デメリットはどう考えているのか、説明を求めます。

次に、けいおんに対する貸出しの問題点は是正されましたか。町の取組の説明を求めます。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

今村議員の旧豊小群の活用についてお答えいたします。

指定管理のメリット、デメリットですが、やはり利益を追求しながら管理していけることが、最大のメリットとして挙げられます。彦根城は近畿日本ツーリストが管理運営しておりますが、観光業のノウハウを生かした、観光面で大きなPR、イベント宣伝ができています。メリットを期待して、管理指定を行うため、今のところデメリットはないと考えております。

あと、けいおんに対する貸出しの問題については、現在のところ特に問題はないと考えております。

以上です。

河合議長

再質問はありますか。

今村議員

はい。

河合議長

今村議員。

今村議員

まず、指定管理者に関する問題ですが、今の課長の答弁では、観光中心にそういう利益を追求する、こういったことにメリットがあつて、デメリットはないみたいな言い方でしたが、豊郷町の、今年の8月30日、豊郷小学校旧校舎群の管理運営に関する規則というのを町はつくっておられますが、それを見ますと、豊郷小学校旧校舎群というのは、一定教育的管理部門もありますし、そういった中で観光協会もあります。この中で、指定管理者とかいうのをやるときには、どういう配慮をするんですか。

それと、けいおんで、何の問題もないというふうにおっしゃいましたけれども、私、11月28日日曜日、ゆいあず誕生会というのを見に行きました。旧豊小で、けいおんでやっておられたのを。

あれは非常に、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例からいきますと、非常に問題があつたと思います。あの日、あなたたちは、中の状況を見に行きま

したか。

問題点、観光協会の職員に聞いたら、あそこは講堂とコスプレを着るための会議室を借りているという話でしたが、1階の校舎の中を昇降口を遮断して、通り抜けできないようにしてました。講堂だけを貸してるんだから、講堂の表玄関から入るべきです。あそこで締め切っているんですよ。コスプレの人が、学校の校舎の中を歩いたり、園庭を歩いたり。やっぱその同じ日、日曜だから、一般客も来ていましたよ、家族でとか、いろんなツアーの人が、何だろうという感じで見ていましたけど、これって非常に問題の貸付け方やなと思いましたが、いかに

過去においては、講堂で誕生日ケーキをカッティングして、みんなでそこで食べたとか、そういうのはこのティータイムのあれに出てますけどね。私、それも見たかったけど、「あなた、何かバッチありますか」とか何とか言って、「関係者以外入れません」と言われたんです。でも、そういう貸付けを平気でやって、3階では、もう音楽室でどんちゃんやってましたけど、これが正常な貸付けかということで、もっとちゃんとした管理をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質問にお答えします。

まず、指定管理の件で、観光協会をどうするのかということですが、指定管理の募集をしたときは、観光協会も応募してもらうのが原則だと思います。

あと、11月28日の誕生日会は、状況を見たかということですが、状況を見ておりません。今初めて聞きまして、そんな状況やったのかというのを知りました。昇降口を閉鎖してというのはちょっとあり得ないことなので、今後はどこを使うのか、貸し館であるところの部分しか使えないということを徹底していきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 実態を知らないから、そういうことをおっしゃるんだなと思いますが、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例からいきますと、講堂は、4時まで使ってきましたから、8,000円、普通は発生するんです。でも、今までから、すごくそれに安く軽減したりとか、今回は幾らで貸したのか。営利を目的として使用するときは、5割増しってなっているんですよ。でも、そういう、中で販売とかそ

ういう行為がされていても、この金額変わらないのか。また、全館、飲食禁止のところでそういう飲食をする、こんな違法行為をさせてること自体、3階は無料で貸し付ける。ずっと町長は無料で特別に扱ってますと言いますが、あまりにもこの特別待遇は問題だと思います。

私は、せつかく残した旧豊小が、本当に町民から慕われて、町外の方からも親しまれる、そういう施設にしていくのが必要だと思っていますので、この点で、最後お願いします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、今村議員には、今のご質問の中には、事実誤認がございますので、何点か訂正をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、今回、講堂を借りておりました豊郷ティータイムにつきましては、私もメンバーの一員でございまして、私が借りておりますので、たまたまその時間帯、初めと終わりは見ておりましたけれども、途中は、今回に限ってはちょっと抜けさせてもらいました。ただ、それ以外のとき、この間以外のときは、私もずっと参加をしておりますので、内容をよく知っております。

特に飲食につきましては、ご指摘があろうかということも理解しておりますので、講堂内での飲食は一切させないということでやっておりますので、ケーキの持込みはしておりますけれども、飲食をせずに、食べるのは外で食べるというふうに行っております。

また、営利につきましても、あの中での販売行為は全く行っておりません。

また、昇降口から通行止めというのは、通路のことだと思うんですけれども、その当日は、講堂を借り切っておりますので、借り切って、参加を表明された方だけに入場していただくようにしておりますので、それ以外の方の入場はお断りをさせていただきただけでございます。

そういうことで、特に、規則等に違反した行為は行っていないというふうにご認識いただければと思います。

また、今まで旧校舎につきましては、いろいろ今までの歴史的経緯がありましたので、商工会なり、商工会青年部、それからNPOさん、まちづくりさんとか、あとそれ以外にもファンの方たち、いろんな全国から来ていただいて、あそこを盛り上げていただいて、豊郷のイメージアップ、シティープロモーションの一環ということで協力いただいていると思っております。

先週も全国から手弁当で校舎にやってきて、ワックスがけをして、それだけを、



大掃除だけをして帰るといような、全国から30人以上が集まってやってきていただいております。そうやって盛り上げていただいているので、非常にありがたいと感じております。

また、3階につきましては、3階の方は、あれはけいおんのファンの方たちに貸出しをしておるのではなく、単に一般的に常設で見学をいただいている中で、けいおんに寄せた展示物が置いてあるという程度のことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

**今村議員** 利用料、幾らやったん。それもちゃんと言うて。あなたらは、申請に幾ら払ったの。答弁、ちゃんとしてくださいよ。利用料は幾ら払ったんですか。受け取ったの。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 山田総務課長。

**総務課長** 今村議員の再々質問にお答えします。

額については、また、委員会のときに報告させていただきます。

**今村議員** 終わったことでも、ぱっと言えないのね。

次、行きます。

続きまして、改良住宅譲渡事業を進めるために、町長にお尋ねします。

今年度、当初予算に上がった譲渡計画の進捗率は、直近でどうなっていますか。説明をお願いします。

過去において、町に返還した改良住宅を、町が権利金を受け取って、これ、50万と聞きましたが、譲渡したケースがありましたが、これはどういう法令に基づいて実施をしたのか、説明を求めます。

分離不能型改良住宅で片側譲渡も進んできましたが、今後、住んでいないか、または、町に返還し空き家になっている隣がある場合、その片側譲渡を受けた方に対して、売却あっせんを町は進めるのか、説明をしてください。

次に、改良住宅建設からもう既に長い年月がたちましたが、関係起債の償還も終わり、補助金適化法の縛りもなくなっている住宅もあると思いますが、この譲渡事業は、今後どう進めていくのか、町の見解を求めます。

**人権政策課長** はい、議長。

**河合議長** 西山人権政策課長。

**人権政策課長** 今村議員の、改良住宅譲渡事業を進めるためにについて、人権政策課からお答えいたします。

まず、直近の譲渡計画の進捗率でございますが、当初8戸の計画のうち、2戸

の譲渡が完了しておりますので、25%でございます。

次に、過去に町に返還した改良住宅を、町が権利金を受け取って譲渡したケースはございません。

返還済みの改良住宅については、再三ご説明申し上げておりますが、いろいろな課題がございますので、今後の譲渡事業については、住宅検討委員会にて方向性を決めていく予定でございます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

今村議員 はい、再質問。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、課長の、以前にこういう改良住宅の権利を売り渡して譲渡したことはないということですが、豊郷町地区改良住宅の設置に関する条例、これの中では、第4条、入居者の資格や、第5条、1世帯5人以上で町長が別世帯構成と認めたときに購入することができる。また、地区改良住宅運営委員会規則、これを見ましても、自治区の代表や民生委員のそういった協議の中で、そういったことが協議で決まればできるような、こういう町の条例規則になっていますけれども、私も長くあそこを見ていますが、その改良住宅に住んでおられる方が、もう1軒取得するとか、昔は、町営住宅の特別分譲で、町営住宅の人たちの土地を提供するとか、いろんなことを町はやりましたが、私、今回、これを提案しているのは、この前、課長が、公営住宅でも家賃は9,000円ぐらいから7万8,000円までであるという、公営住宅法にのっとってやっていますから、計算しているから、もう公営住宅の上限を超えた人もいるわけですよ。そういった方々で、地区改良事業に協力して、そういう住宅に入っておられる方だったら対象になりますので、そういうことも、早め早めにやっていく必要があるんじゃないかと思います。

まだ、今年度の2戸しかできてないんですか、これは。本年度、最初の譲渡予定は4棟8戸と言っていました。全戸数のうちの返還済みとか、空き家になっているところも、空き家も管理条例からいけば、管理規則からいけば、長い期間放置したままのは町に返還しなきゃいけないとか、いろいろ書いてありますよね。なぜちゃんとさっさと進めないんですか。課長、ちゃんと答弁してください。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、現金を町が受け取って譲渡をしたというケースは1回もございませんので、ご理解のほどよろしく願いいた

します。

それと、公営住宅の金額をおっしゃってくださって、今、改良住宅の空き家の部分を言っててくれはるんですけども、毎回、改良住宅の空き家についてご質問されておられますけども、今回、住宅検討委員会を立ち上げよう。それにて今後の方向性を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 再々質問です。

今村議員 はい。再々質問。

河合議長 はい。

今村議員 課長は、豊郷町の改良住宅とか公営住宅の担当の一番の責任者ですけど、町のこういう条例、規則、こういうのを読んでいると、もう適化法が消えた場合には、町の裁量で幾らでもできるような感じの条項になっていますよね。それをあえて、いつまでも空き家を空き家でほったらかし、亡くなっても承継者もないとこもほったらかし。そういうことをして、片側譲渡をやっと受けてくださった方でも、課の説明は、あなたとこは修繕はしませんよとか、あなたとこはしますよとか、そういう、説明もばらばら。一貫性がないんですよ。

だから、今、譲渡検討委員会を作成すると言いますが、地区改良住宅運営委員会規則というのがあるんですけど、この人たちの活動は、こういう適正な住宅入居と運営管理に関してやらないあかん人たちですが、何をやってきたんですか、課長、ご一緒に。これを最後に聞きたい。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

空き家住宅を放置するとか、そういうことは一切言っておりませんので、その辺ご理解お願いしたいのと、住宅検討委員会において、今後の在り方を決めていくということをご理解願いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

今村議員 次の質問、行きます。

河合議長 はい、次どうぞ。

今村議員 次、広域ごみ処分場建設計画を問う。町長にお尋ねいたします。

彦愛犬広域行政組合が計画をしています新ごみ施設整備事業の住民説明会が12月の12日に開催されるという通知をいただきました。

そこで、施設整備造成等基本設計業務が完了したとありますが、工事費用の変動は何なのか。また、各市町の施設建設負担金は当初計画から変化があるのか。

答弁を求めます。

次に、施設整備計画は、ごみ減量化と処理施設の小規模化、さらに、建設費用やランニングコストの低減化を図ることで、関係住民の後年度負担の軽減と、環境に優しい施設となると考えますが、豊郷町は管理者会や幹事会でどう取り組んでいるのか、説明を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の広域ごみ処分場建設計画を問うについてお答えさせていただきます。

工事費用の変動は何なのか。また、各市町の施設建設負担金は、当初計画から変化があるのか答弁を求めますについて、お答えさせていただきます。

令和元年10月、組合臨時会でお認めいただいた、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画に示している施設整備費は、約200億円。造成費は含みませんが、この費用算出に当たっては、プラントメーカーに対し、熱回収施設及びリサイクル施設の3パターンの施設規模のみを示して徴収した概算見積りを基に試算したものでございます。

このたび完了しました施設整備基本設計においては、施設整備の根幹となる要求水準書案を作成したことから、現在、プラントメーカーに対し、当該案及び造成等基本設計で計画、検討した内容を基とした見積り設計図書を作成を依頼しているところでございます。

今回、プラントメーカーから提出される見積りは、これまでよりも詳細に積算された額となります。

しかし、まだプラントメーカーからの見積りが提出されておりませんので、現在のところ、お示しできる金額は造成費を含まない200億円となります。

ごみ減量化と処理施設の小規模化等について、豊郷町は管理者会や幹事会でどう取り組んできたか説明を求めますにつきましては、当町といたしましては、管理者会で、ごみ減量の必要性、ごみ減量による施設規模の縮小化、それによる建設費の縮減などについて訴えておりますし、新ごみ処理施設供用開始後におきましても、ごみ減量対策として、生ごみ堆肥化事業を続けていきたいと発言の方をさせてもらっております。

以上でございます。

今村議員 はい。

河合議長 はい、再質問どうぞ。

今村議員 課長は、今の現状の到達点だけを、今しゃべっていただいたんですが、これは

県の環境審議会、新聞に報道ありましたがけれども、県内で排出される二酸化炭素CO<sub>2</sub>など、温室効果ガスの排出量を、2013年度比で半減させる計画を知事に答申いたしました。30年度目標で半減ということで、家庭部門では67%の削減を目指すもので、これを答申を受けて、県は来年正式に計画決定をするということでしたけれども。

この2013年、2013年というのは平成25年なんですよね。平成25年から、2030年というのは令和12年。これは際どいところなんですよね。この広域処理施設ができるのが令和11年。ですから、丸っぽこの計画に沿って、半減していくような方向での減量化をさせた上の施設にしていかなきゃ、そういう施設を造らなきゃいけないというのがもう目の前にぶら下がっているわけです。

ところが、先ほどの減量の同僚議員の答弁でもありましたが、15%を目指して、まず、各市町で努力をしていくという話でしたけれども、この彦愛犬の広域行政組合で目指しているのは、日量147トン。これは一般可燃ごみと災害廃棄物合わせてですよね。これを、県のそういう減量化指針に合わせて考えていくというと、半減ぐらいはしていかなあかんわけですよ。ここでは半減せえと書いてある、答申をしてるけど、半減ぐらいを目指してやっていかなあかんのです、もう既に。

だから、今、出ている147トンというのは、べらぼうに高いんですよね。これを半分にすると、もう80トン弱ぐらいで考えなあかんのです。そうしますと、この大きな施設を建てて、2基造るという話ですが、それも、サーマルリサイクルで24時間稼働で、そこで熱利用等、そして、電力起こす、タービンも動かして起こすという話ですが、こんな話はもうその時代には通用しないんですよ。それをいまだに、まだその計画でプラント会社に積算させているというのが、あまりにも時代錯誤じゃないかなと私は思うんです。

それで、全国的には、どういうふうを考えて、これからのごみ焼却施設を考えているのかなあと、いろんな実態を調べていたんですが、やはりもう減量計画をするのであれば、もう今から減量計画を各1市4町の住民の皆さんに、この計画に沿った現状はどれだけできるかという、毎年の目安をつくっていかなあかんのです。

これは、木曾広域連合というところの、広域連合の地域振興課が書いてあるんですが、ここは平成30年度に新しい施設を稼働させるということで、それに向けて、平成30年度稼働を目指し新ごみ焼却施設の建設を進めている中で、住民の皆さんのご協力により、木曾郡内の可燃ごみ量は減少してきており、今年度も

昨年度から約300トン減ることが予想されています。しかし、ごみの中には、まだまだ多くのリサイクル品が混ざっており、新ごみ焼却炉のためにはさらに800トンのごみ減量が必要です。さらなるリサイクルとごみの減量化にご協力くださいと、年度ごとの実績と数値目標を全部書いて、管内の住民さんに配っておられます。

ここまでやって、ここがどういう施設を造ったのかというのを見ますと、当初あった日量40トンの焼却施設を、日量24トンまで減らしたと。4割減らしたんです。そのために、もう10年近く減量のために、皆さんに数値目標とこっぴどだけできました、あと達成はこっぴどだけですよというのを出してはるんです。これによって、契約金額も当初の見込みより半減しますからね、これ30億ぐらいで造りはったんですけど。

この広域のうちがやろうとしている問題も同じだと思うんです。もうお尻に火がついてるから温暖化ガスを減らさなアカン。でも、今は、公共施設においても、焼却施設、処理施設も、今までは大体25年から30年ぐらいの稼働の年数がありましたが、それを長寿命化で40年に引き上げるためにはどういう施設にしていくべきかとか、いろいろ今そういうことが研究されているんですよ。ランニングコストを落として、どうやってやっていったら、一番関係住民の負担も少なく、エコな、そして、自然に優しい、環境に優しい施設になるかと。こういったことを、一体、豊郷を含む1市4町の広域連合である彦愛犬広域組合では、こういうことは論議にならないのか。

私、そういう熱吸収型の発電型、それで24時間も回すような施設は要らないと思います、これから。

この木曾でも、ここのは炉の形態というのが、機械化バッチ式ストーカー炉、ただ焼くだけ。ここは熱はちょっとは利用すると書いてありましたけど。基本的に、そこで、1日12時間焼いて終わりというやつです。

うちは24時間も、プラスチックは分別回収もしなきゃいけない、カロリーが上がらなかった追い炊きをする、で、24時間、そういうことをするような、そんな無駄な施設を今から建設を進めていくということに、非常に疑念がありますが、これについて、どう思っておられるのか、答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 議員おっしゃるように、2030年に49%ですか、削減という形ではありません。

実際、このように、プラスチックごみの分別等々もありますけれども、まず、

このごみ焼却場までの、湖東衛生管理組合でやっておりますごみ処理をどうやっていくかが大変であります。

そのためには、現在は、やはり今の状況の中で、彦根に移るまでにしっかりとした分別の様式を知って、町民の皆さん方に理解していただくという形が一番、豊郷としてはベターだろうなということを思っております。

そのためにもしっかりと、先ほどから課長が述べていますように、いかにして生ごみの、要するに減量をやっていくのか。そして、また、プラスチックごみの減量をやっていくのか。それとともに、絶えず申しておりますように、プラスチックごみの中のバイオマスプラスチックをどれくらい展開できるのか、いろいろな形でCO<sub>2</sub>削減に、これからも取り組んでまいりたい。このように思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

河合議長 再々質問です。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 町長のおっしゃったのは、今の基本計画にある担当会社が提示する、その範囲でいかに減量するかだけのお話でした。

私は、今後のことを考えたら、これは負のお荷物になるのは当然なんです。だから、そういう英断を、町長も管理者会に入っておられます。そういった中で、分別、そして、資源化というのはもう当たり前です。温暖化ガスを出さないためのクリーンな施設で、そして、これから人口減少社会において関係住民の負担軽減、これを進めていくための施設を造らなきゃいけないんです。これ全く逆行しているんですが、この見直しを管理者会で提案するという事は、豊郷町ではできませんか。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

まさにそのような感じで、1市4町取り組んでおりますので、どうぞよろしく申し上げます。

河合議長 これで、一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時00分 散会)